

琉球大学学術リポジトリ

戦後米軍刑法と強制売春(7) ～コザ女給殺し事件の被害者の記録～

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2024-03-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 恭剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002020248

戦後米軍刑法と強制売春（7） ～コザ女給殺し事件の被害者の記録～

森 川 恭 剛

はじめに

1. 布令 144 号 2.4.3.1 条違反事件の裁判記録（琉大法学 103 号）
2. 布令 144 号 2.4.3.3 条違反事件の裁判記録（同 104 号）
3. 1958 年の売春及び売春助長事件の裁判記録（同 105 号）
4. 琉球上訴（高等）裁判所の売春関連事件（同 106 号）
5. 米軍人との婚姻を目的とする有罪判決取消嘆願書（同 107 号）
6. ウエハラ・T とキャン・S の犯罪歴（同 108 号）
7. コザ女給殺し事件の被害者の記録
 - (1) C-291-56, Docket No. 2008-2010
 - (2) コザ女給殺し裁判の背景
 - (3) コザ女給殺し裁判の事実認定
 - (4) 事実誤認の理由（以上、本号）

7. コザ女給殺し事件の被害者の記録

(1) C-291-56, Docket No. 2008-2010

1959 年 1 月 1 日、旧コザ市（現沖縄市）の墓地の草叢で A（1930 年生・女）の遺体が発見された。A がバーの従業員であったことからコザ女給殺し事件と呼ばれる。その刑事裁判は、事件発生から 13 年後の 1971 年 12 月 17 日、第 4 次上告審が検察官の上告を棄却し、原審無罪判決を確定させて終わった。これに対して第 1～3 次の各 1 審では、被告人 T が有罪とされて無期懲役の刑を言い渡されていた。第 2 次 1 審で裁判長を務めた兼島方信は、後の著書で「本件は、使用者たる雇主が、女給を殺したという特異の事件で社会の耳目をひき、関心も高く法廷は毎回廷外にあふれるほどだった」「今でもこの事件は被告人

夫婦共同のもとに行なわれた犯罪で、有罪であると確信している」と述べる¹。しかし今となつては、なぜ雇用主が女給を殺したと疑われたならば、これに高い社会的関心が示されるのかも直ちには理解できない。

この殺人事件は裁判が何度も繰り返され長引いたため「沖縄の八海事件」ともいわれたが（後掲⑦ 7 頁）、決して同事件のように、被告人の裁判支援の観点から社会的関心を呼んだのではなかった。それどころか有罪判決が 2 度 3 度と上告審で破棄差し戻されると本裁判への注目度は低下していった。最後に弁護人は「13 年の戦いだつたが、T さんは一家離散の状態だ。……事件当時健康だつた [T の] からだはボロボロです。裁判官は自らの誤判がどうして起こつたのか深く反省すべきだ。被告と弁護人のどちらかがあきらめていれば、無期懲役が確定しているのだ。考えてみると恐ろしい。有罪を宣告した 9 人の判事はその責任を問われて当然のことである」と述べた（琉球新報 1971 年 12 月 18 日）。しかし冤罪事件として語り継がれてはいない²。

本稿が紹介するのは、この殺人事件の起きる 2 年前に A が売春罪等で有罪判決を受けた米国民政府裁判所の裁判記録（原文英語）である。これを手がかりにして、この事件への関心が 1960 年代の沖縄で薄れ、そして省みられなくなった理由を考えたい。

琉球列島米国民政府
(簡易) ~~(上級)~~ 裁判所 - KOZA 司法地区
裁判手続の記録

開廷場所 Koza 開廷日 1956 年 12 月 17、24 日 PSD Case No.: C-291-56

受理人員番号: 2008 - 2010

民政府簡易裁判所 裁判官ロイ・L・モルガンの面前で

起訴罪状: 淫売宿営業 [House of prostitution] -2.4.2.3 条 -C

- 1 兼島方信『苦悩する裁判官』（那覇出版社・1998 年）24 頁。
- 2 T の身柄については 1963 年 7 月 15 日に中頭巡回裁判所が保証金 500 ドルで保釈を許可し、検察官の抗告が棄却された（琉球上訴裁判所 1963 年 7 月 25 日決定・琉球上訴裁判所判例集 11 巻 188 頁）。しかし第 4 次 1 審の無罪判決後に「沖縄刑務所から釈放」されたとあるので（沖縄タイムス 1968 年 12 月 26 日）、通算の拘束期間は逮捕から保釈までの 4 年 5 月と第 3 次 1 審の無期懲役判決から第 4 次 1 審の無罪判決までの 4 年を合わせた 8 年 5 月に及んだものと思われる。

売淫 [Prostitution] -2.4.2.1 条；性病報告義務違反 [Failure to report venereal disease] -B 及び A

被告人：(氏名) (年齢) (性別) (住所)

B	24	女	コザ市センター区 4 班
A	25	女	コザ市センター区 4 班
C	29	女	コザ市センター区

通訳者：ヒガ 検察官：[空白]

弁護人：被告人 A 及び B は弁護人を希望せず。被告人 C は仲村兼仁が代理する。

(被告人は有罪もしくは無罪の答弁または黙秘の意味と効果を告げられ、理解する。)

答弁：被告人 A は売淫及び性病について有罪を答弁した。被告人 B は性病について有罪を答弁したが、売淫については無罪を答弁した。被告人 C は淫売宿営業について無罪を答弁した。

検察側の証拠：

CID の捜査官 Howard Lee が次のとおり証言した。1956 年 12 月 15 日午後 10 時頃、コザ市センター区 4 班のビリー・ローズ・バー [Billy Rose Bar] の一斉摘発が行われた。本件捜査により被告人 3 名が逮捕された。コザにあるコザ病院の保健所でシロマ医師により身体検査が実施された。その結果、被告人 B 及び A は性病である淋病について陽性であることが判明した。検査結果の証明書は 12 月 [原文では 11 月] 17 日にシロマ医師から入手したものであり、証拠として採用された。これは本件記録に添付される。

被告人らは取調べを受けた。被告人 A は、証人に対し、ビリー・ローズ・バーに隣接する家で売淫をしたことを認めた。彼女は、被告人 C に雇われてビリー・ローズ・バーで働いている。C はコザのセンター区 4 班にあるバーに隣接する家の所有者でもある。

被告人 A は、証人に対し、1956 年 12 月 15 日 [原文では 16 日] に、被告人 C の所有するビリー・ローズ・バーに隣接する家で、氏名不詳のアメリカ海兵隊員に 200 円で彼女の体を売ったことを認めた。彼女は、アメリカ海兵隊員から受け取った金員の内 100 円を C に渡した。(裏面へ)

事実認定：被告人 B 及び A は「売淫及び性病」について有罪。被告人 C は淫売宿営業について有罪。

刑の宣告：被告人 C は拘禁 1 年、但し素行良好を条件として内 8 月を執行猶予 3 年とする。

罰金 1 万円。被告人 B 及び A は拘禁 6 月、内 3 月執行猶予 2 年及び罰金 5 千円。罰

金未納のとき 1 日 120 円換算で労役に処す。

Roy L. Morgan

裁判官 ロイ・L・モルガン

[裏面]

同様に被告人 B も、被告人 C に雇われて淫売婦としてピリー・ローズ・バーで 1 週間にわたり働いたことを認めた。1956 年 12 月 15 日、彼女は氏名不詳のアメリカ人に 200 円で彼女の体を売った。彼女は、被告人 C から性交をするように指名されたので、ピリー・ローズ・バーに隣接する家の部屋を使った。彼女は氏名不詳のアメリカ人から受け取った金員の内 100 円を、同所を淫売宿として経営する被告人 C に渡した。

証人 Lee は、同様に被告人 C を尋問した。彼女は、被告人 B 及び A から金員を受け取ったことを否定した。被告人 C は、彼女の家を売淫の場所として使用しているかと尋ねられたとき、最初は返答を拒んでいた。

さらに証人 Lee は次のように証言した。12 月 15 日の夜、彼がピリー・ローズ・バーに行ったとき、そこには 10 ～ 15 人の米軍人がいた。彼がその全員の身分証を確認したところ、米軍人でない者はバーには 1 人もいなかった。

続いて証人 Lee は次のように証言した。しばらくしてから彼が被告人 C を尋問したところ、彼女は、5 人の女性従業員がバーで働いており、その内 4 人が女給 [service girl] であり、彼女らが、バー「ザ・ピリー・ローズ」の裏で C が生計手段にしている部屋を使って業として売淫をしていることを認めた。しかし C は、その彼女らの営業行為から得られた金員を受け取ったことを否定した。4 人の女子が米軍人と性交した。C は、その 4 人が被告人 B 及び A、並びにオク・T とサカエ・S であることを認めた。

キャバレー及びバー協会の会長であるタマシロ・セイショウが、被告人 C の尋問に立ち会ったと証言し、Lee 氏の証言を補強した。

コザ警察署のウエハラ・キヨシが、証人 Lee の証言を補強する旨の証言をした。彼は、証人 Lee が被告人らを取り調べる際に同席したと証言した。

被告人 B 及び A は、彼に対して別々に供述した。A は、被告人 C の家で売淫をしたことを認めたが、彼は、彼女が被告人 C に 100 円を渡したと述べたことは聞かなかった。

弁護側の証拠：

被告人らは、その権利について助言を受けた。

被告人 A が次のとおり証言した。彼女は、コザのピリー・ローズ・バーとして知ら

れる被告人Cのバーで、月給1,200円を受け取り、3か月間、女給として働いてきた。彼女は、被告人CがC自身や淫売婦らについて証人らに述べたことは正しく、また淫売婦らがCの家で業として売淫をしていることも間違いないと述べた。彼女は時間制で売淫をした。彼女は逮捕の数日前に性病に罹ったことを認めた。

被告人Bは、1956年12月15日頃の1週間、コザ市のピリー・ローズ・バーで被告人Cに雇われていたと証言した。彼女は女給として使われていた。彼女はウイスキーやビールを売っていた。最初のうち彼女は、売淫はしていないと述べていた。しかし米兵と遊んで性病に罹ったことを認めた。彼女は1回のデートで200円を受け取っている。彼女がデートをする場所は、被告人Cの家に隣接する家の中である。最終的に彼女は、裁判所の質問に対し、米兵と性交をした際に彼女が使うトイレット・パウダーの代金として、デート1回につき、被告人Cに100円を渡したことを認めた。

被告人Cは、コザでピリー・ローズ・バーとこれに隣接する家を経営していると証言した。しかし彼女は、証人Leeに対し、4人の女給が売淫をするために彼女の部屋を使っていると述べたことはないと主張した。

バー及びナイトクラブ協会連盟の会長であるコザ市照屋区*班のタマキ・カツヤが、ナイトクラブ協会は、バーの所有者らに対し、雇用する女給らが売淫をすることのないように要求していると証言した。

コザ市のナイトクラブ協会の会長であるコザ市センター区*班のセタ・ヨニジョウが、ピリー・ローズ・バーの同協会への登録が6か月前にあったと証言した。それ以前は、被告人Cはコザ四つ角でバーを経営していた。彼は、6か月前から彼女のことを知っており、彼女のことを思いやりがあって、性格もよいと証言した。

ピリー・ローズ・バーで被告人Cと同居するCの夫Dが次のとおり証言した。彼自身は洋服屋である。彼が日本滞在中に妻が問題を起こし、申し訳ない。今後は妻を注意深く見守りたい。

被告人らの犯罪歴はない。

裁判の記録は以上である。その後Cは、翌57年1月10日の再審（USCAR 民政官による書面審査）で未執行分の拘禁刑につき素行良好を条件として執行猶予3年とする刑の変更があった。また、AとBについても同年1月29日付で

D (C の夫) 名義の減刑嘆願書が提出されており³、同月 30 日、恩赦嘆願に対する民政官の決定により、A についてのみ、未執行分の拘禁刑につき素行良好を条件として執行猶予 2 年とされた。減刑嘆願書は、日本に旅行中で不在であったバーの所有者 D の監督不行き届きを詫びた上で、A と B が深く反省しており、性病も治癒したことを報告し、そして再発防止を約束して彼女らに「この世を生き抜く機会 [a chance for survival in this world]」を与えてほしいと締め括る。このように減刑嘆願書が女給に関して提出されることはあまりなかったと推測するが (琉大法学 105 号 50 頁)、雇用主側にも働き手を失うという不利益があったのであろう。なお、B が恩赦対象から除外されたのは裁判で売春罪について無罪答弁をして事実を争ったからなのか、別の理由があるのかは分からない。

(2) コザ女給殺し裁判の背景

1956 年の裁判記録の中で、バーの経営者 C は、売春の事実があったことを知らないと供述し、また捜査段階では買春者から A と B が受領した売春対価の收受を否認していた。布令 144 号 2.4.2.3 条 (淫売宿営業、当時はこれを「娼家行為」と呼んでいた) は「淫売宿を構えて合衆国軍隊要員を出入させることを禁ずる」旨を規定しており、必ずしもその金員收受を要件とする罪ではない。しかし一般的にはその事実があれば管理売春の目的 (犯意) を推認できるので、C はそこを争った。けれども、米軍要員を相手方とする売春もその斡旋等の助長行為も明確に法令上禁止されていたとはいえ、当時のコザ市センター区で米軍要員を対象とするバーが売春と切り離されてあるものではないことは半ば暗黙の了解事項であった。それゆえ裁判ではバー及びナイトクラブ協会連盟会長が、バーの所有者らに対し、女給に売春をさせないように注意を促しているとは白々しく証言する⁴。C の夫 D も同様であり、バーの所有者であって、そのバー

3 PSD 発・民政官宛の 57 年 1 月 30 日付「恩赦嘆願に対する決定」は、「1 月 1 日付の添付嘆願書の承認を提言する」と記す。また同文書によれば「沖縄新聞の社長兼発行人のタマキ氏からも、ニューコザアメリカ親善協会 [the new Koza ProAmerican organization] 及び D のためとして、本件恩赦に関する口頭の要望があった」。

4 後掲の「基地の女給部屋 (終)」で紹介されているバーの経営者らによる 5 項目の「オフリッツ防御手段」をみても、「女給に売春をさせない」とは記されており、彼らの関心は摘発を免れる方法にある。

にCと一緒に居住するのに、管理売春の事実をDが知らなかったとはとても考えられない。彼らの日常は違法とされた行為で成り立っているものであり、摘発された以上は有罪判決を受け入れざるをえないとしても、それでも彼らには不当にCに罪が被せられているという意識がある。そのため彼らは裁判でCに弁護人を付け、またCに有利な情状証人として出廷し、実刑判決だけは免れたいと考える。このように米軍要員の買春のための売春業が、米軍法令で摘発されるという矛盾の中で彼らは葛藤・不満を抱えていた。

この矛盾が公然化したのが1959年であった。琉球新報同年5月20日夕刊は「また荒らされるお膝元／かえり咲く売春名所／ソデひく「夜の天使、たち50名」の見出しを掲げて次のように報じる。「那覇でも名うての売春名所ハーバービューが警察当局の「粛清」によって浄化されたのは2、3年前、ヤレヤレと地元の人たちまくらを高くしたものだが、最近またまた夜の女がふえ、その数およそ50名、あふれた女が高校生のそでをひくという乱脈ぶり」「妖怪どもは狩っても狩っても毒たけのようにふえてくる」「仮借なくビシビシと環境浄化の手入れをしつづけねばなるまい」。もっともこの女達の「ほとんどが民家に間借りをして」いるため、「女達に部屋を貸さないという申し合わせを地元の人がやったこともあるが彼女らの落す月10ドルの家賃は細民街の人たちには断り切れないドルの誘惑でもあるらしい。とにかく悪い芽は地元とも協力して1日も早く取り取ってしまうことだ」と。ここでの売春の相手方の多くは沖縄の住民であるが、その「悪い芽」とは、売春をする「女達」を指しているように読める。これが売春に対する1950年代の考え方である。いいかえれば、この頃までは売春とは「女達」を何とかすれば「浄化」できる問題、すなわち「女達」の行為に問題がある、というまるで他人事のような（売春差別を省みない）認識で済まされていた。

しかしコザ市では女給殺し事件第1次上告審判決の20日前の1959年10月28日、もう一つの女給殺し事件が起きる。被害者は同市センター区のパーACEの22歳の女給であり、女給部屋で絞殺され全裸のまま放置されていた。当夜にパーで飲酒していた米海軍航空兵がCID（米軍捜査機関）の取調べを受け、殺人容疑で起訴されるが、軍法会議の陪審裁判は過失致死罪で懲役3年の刑に処す（琉球新報1959年10月29日、同1960年2月20日など）。この事件発生後

に沖縄タイムスは以下の記事を出して「女給部屋」を問題にした。

⑦ 1959 年 10 月 30 日「おびえる基地の女給／夜ごとの暴行や傷害／＼従順、は安全のための防波堤／人権むしばむ女給部屋」

リード文「28 日よる 10 時すぎコザ市センター区の 12 班クラブ ACE の女給部屋で発生した女給絞殺事件は、市内の特飲街の人達に少なからず衝撃を与えた。それは今年に入って 2 回目の女給殺し事件が同じ区内で発生したことによるためらしい。その一つは、さる 1 月に発生、いま上訴裁で審理中の***さん殺し事件、いずれも“女給さん受難、ということになるわけだが、それは特飲街に身を置く彼女等の哀れはかない末路だと簡単にかたづけられないいくつかの問題が含まれているのではなからうか。(コザ)」

⑧ 同年 11 月 1 日夕刊「管理売春にメス／警本の手入れ始まる／事件につながる女給部屋」

リード文「たび重なるコザ市センター区の女給殺し事件でまたまた風俗業者による娼家行為が明るみにでた。取締り根拠がなく現在野放しにされている売春悪は沖縄人同士だけ。軍人、軍属相手の場合は布令で固く禁じられている。利欲に目がくらんだ風俗業者の法網をくぐるこうした違法行為が、凶悪な外人事件を誘発する、として警本公安第一課は、ちかく全琉各署によびかけ風俗業者による管理売春にメスをふるうという。」

⑨ 同年 11 月 10 日～20 日夕刊「基地の女給部屋」の全 9 回連載（第 3 回及び最終回を全文引用）⁵

基地の女給部屋 (3) / 左前になる特飲街 / 濡手に粟、は数年前の話 / 悪いと知りながらも管理売春

基地の特飲街は 4、5 年前までぬれ手に粟のようにもうかったという。そしてカウンターに酒を並べれば、結構一人前の店だったが、昨年のお金を境に客足は落ちるばかり次第に不景気の波が押しよせ、廃業、転業する業者も出てきた。時の流れとともに基地街

5 「基地の女給部屋 (2)」はセンターワイキキ通りを次のように紹介する。「今年の元旦そうそう騒がれた女給 A さん殺しのあったバーリパティ・アワーもそこにある。業者が 21 軒で住込み、女給が 85 人（数字は沖縄パー組合調べ）の数字が示す通り全部女給部屋を持ち、管理売春においては八重島とともに横綱? 級。最近客の出入りが少なく、夜のとばりがおりころ、各店の入口には厚化粧の女給が客びきにたち、体を店の看板にしているようだ。」（沖縄タイムス 1959 年 11 月 11 日夕刊）。

も落ち着きをとるもどし、酒と女給だけでは兵隊もよりつかず店の改造、電◇はハイファイ、ステレオと年毎に新しいものをそろえねばならず、また暖房、冷房装置をしなければ客も寄りつかなくなった。勢い、資本の大きい業者が有利となり、軒なみの特飲街もクシがかけたように整理されていくのが昨今だ。

兵隊の数が少なくなり、軍の風紀取締りがいくらか厳しくなったのも、経営を苦しめた。「兵隊入るべからず」とオフリミッツを言いわたされ、元も子もなくした地域もでてきた。風俗業の利益の大半を占めていた娼家行為も批判的となり、最近新設したバー、キャバレーは女給部屋を持たず、女給は時給で雇いすべて通勤制をとっている。しかし基地の風俗業者の中には「女をかかえない限り、兵隊相手の商売はなりたない」と語り、まだまだ業者の6、7割は女給部屋を持ち、悪いと知りながら娼家行為をやっているとのことだ。軍人軍属相手の売春は布令で禁止されているが、罰されるのは女だけで、両成敗にしなければこの悪の根を断つことは出来まい。

特飲街で働く女給を大別すると“住込み”、“通勤”に区別される。数の上で多いのは「女給部屋」とよばれる一人々々の部屋をあてがわれ、そこで体を張って商売を強いられる人種だ。通勤女給は、一口に通勤といっても内容はさまざま。この境界の話によると△外人のオンリー3割△雇主に束縛されない売春婦3割△恋愛組2割△純アルバイト2割という数字になるらしい。通勤女給の給料はすべて時給制。先月1号線沿いのCクラブが、「時給40セント」の女給採用の新聞広告に一般サラリーマンは「女給は高給取りだ」と思っただろうが、40セントというのは例外中の例外で、普通15セントから20セントが通り相場という。1日の勤務時間は冬と夏でも違うが、5時間から7時間(沖縄人専用のバーは時間外営業も考慮に入れ、勤務時間は長く、時給は安い)1か月満勤し、その上に、ホールでの売り上げ手数料(普通酒類1杯につき2セント、客におごられて女給が飲むときは5セント)を加えると月の手取りは30ドルを上回るかどうかだ。

外人専門のバー、キャバレーはMPの警らがるさく、11時にはびしゃり店を閉じる。それまでに女給はそれぞれ相手を見つけ、肩を組んで店を出る。店のひけ時間になると特飲街にタクシーが集まり、一對の男女をのせて消えていき、オンリーは自家用車に迎えられる。彼らを送るタクシーの運転手は口をそろえて「9割までがホテルか、間借先への連込みですよ。この仕事をしているとバーで働く女給は一人も信用することはできませんよ。顔を見ると虫も殺さぬような20前後の娘がホテルと自分の間借先をかけもちで稼ぎますからね」と話していた。

基地の女給部屋（終）／管理売春に厳罰を／前借女給の保護が必要／立法措置で社会悪追放へ

アメリカの軍隊要員に対する売春は布令 144 号（55 年 3 月 16 日）の第 4 章、道徳に反する罪として、罰金 83 ドル（1 万円）以下もしくは 1 年以下の懲役またはその両刑に処することができるようになって軍人軍属相手に売春、媒合、娼家行為は罰される。

この布令による取締りは民警察が当り、軍（MP）は直接にはタッチしない。軍としては例外をのぞき、売春婦を求めた軍人軍属を罰することはしない。然し軍には軍人軍属の福祉と健康を守るために「風紀取締委員会」があって、軍人軍属に対し好ましからざる行為を取締り、売春婦の多い地域あるいは店に対して、オフリミッツをいわたりする。基地の風俗業はそれがこわくて、売春の二字に気を配りながら法網をくぐり、売春行為によって、相当な利益をあげている。「兵隊がいる限り、売春は…」と、基地街では黙認されたかたちになり、業者は大っぴらに女をかかえ、娼家行為をやっている。

ところがこれも限度の問題で、軍の風俗取締員の目にとまるとすぐにオフリミッツを宣告されてしまう。軍人軍属のみが相手だけにオフリミッツにされたんでは元も子もなくしてしまうので、その対策は真剣そのもの。あらゆる手段を講じ、巧みに取締り官の目をのがれている。先にあげた沖縄パー組合が積極的に女給を、おかかえの医師に検診させていることも、ひとつの対策で、軍の性病予防を目的にした売春取締り（オフリミッツ）を緩和させている。軍はオフリミッツにする場合、あらかじめ市町村長を通して予告を通達している。さる 9 月末、大山コザ市長あてに「航空隊ゲート通り」「照屋、美里の 13 号線沿い」の 2 か所は売春婦の徘徊がひどいと理由でオフリミッツ予告がとどけられた。死活につながることで両地域では直ちに対策協議会を開いた。その結果は、①女給の行動を控え目にさせる②自警団を組織して他地区から流れてくる街娼の侵入を防ぐ③営業時間を厳守する④女給が兵隊と一緒に店を出入りすることをやめさせる⑤警察に街娼取締りを要請することなどをきめて、オフリミッツ防御手段をとった。

コザ署では 57 年 4 月以降、継続して外勤と派出所を主体に管内の街娼を取締り、月 1 回は内勤も動員して一せい取締りをやっている。

現行犯で捕えられた街娼でも、否認をつづけ、金をうけとったことが立証されなかがり、裁判で無罪になってしまう。売春は他の犯罪といろいろな点で異なり、警察陣は

むだ骨を折ることが多い。また布令による売春禁止は軍人軍属のみを対象とした法で、軍人と軍人以外の外人（外商が主）との区別がつかない。軍人軍属に対し民警察官が職務質問することが出来ないことも法の盲点だといわれている。

58年度に、コザ署が送致した件数（全部有罪）は売春28件、媒合2件、娼家行為15件、ことし10月までの件数は売春16件、媒合1件となっている。2、3年前まで街娼取締りでひっかかって来る夜の女は定職がなく、文字通り街娼だけだったが、最近になってから女給が8割以上を占めるようになった。コザ署では売春をなくすには布令だけでなく、前借によって身をしばられて売春行為をしいられている女給を労働基準法によって保護し、彼女たちを解放しないかぎり無意味だと法の盲点をなげいている。また本土の売春禁止法に準じて、ここでも単純売春は罰せず、売春を助長させる、媒合、娼家、あるいは管理売春を強く罰すべきだとも語っていた。

女給のなかで現状の管理売春に不満をその筋に訴えたとその職がたたれてしまう。それで背に腹はかえられず現状には甘んじている女給たちも多い。この社会悪をたつには売春防止法の早期立法化と同時に労働基準監督署のメスが必要である。

売春の申し子といわれる性病対策に乗り出しているコザ保健所では軍からまわされる接客業女給（1日4、50人）の検診と治療に手一ぱい。

患者は7月＝758人、8月＝760人、9月＝678人、10月＝602人と次第に減ってはいるが、社会制度の欠陥から生じてくる社会病（性病）を撲滅するためには早期に「性病予防法」を立法化すると同時にそれまでは接客業の女に衛生知識を啓発することだと、コザ保健所の金城医師は語っている。

このように違法な管理売春の現状が報告され、さらにその解決方法が示されている。つまり売春防止法を制定し、売春助長行為を積極的に刑事規制するだけでなく、労働基準法で「前借女給」を保護すべきである、と。2件目の女給殺し事件が米軍犯罪として認知されたこともあり、買春をする米軍要員から暴力を振るわれやすい状況に置かれた被害者として、売春をする「女達」が再認識されている。売春助長業者らが女給部屋に彼女らを束縛して経済的に搾取するからそうなのである、と。それゆえ前述の矛盾（米軍要員の買春のための売春業が、米軍法令で摘発されること）とは、米軍要員と売春助長業者らの利益のために、売春をする者らが刑罰を科されたり暴力を受けたりして過重な負担

を強いられることにあるのではないか。1956年の前掲売春等事件でも女給A、Bには弁護人も付かず、情状証人として出廷する者はいなかった。それなのにコザ女給殺し裁判の被告人らは容疑を否認している、と考えられたところに社会的関心を喚起する一つの理由があったように思われる。

その初公判は「傍聴しようとつめかけた千人近くの人でごった返し、一時休廷して警官の出動で静しゆくを保つなど中頭巡裁始まって以来の混乱を見た」（琉球新報同年3月28日）。4月2日の現場検証でもAの遺体が発見された墓地は「千人近くの人山」で埋まった（琉球新報同年4月3日）。その後も「公判ごとに傍聴人はさっとうし混雑を続けてきた」（沖縄タイムス同年6月6日）。「この事件は、容疑者として逮捕された**夫妻が犯行否認のまま送検、起訴となって住民の関心をあつめた」（琉球新報同年6月6日）。判決日も「午前7時半ころから傍聴人数百人が詰めかけ、裁判所では傍聴券を150枚に制限、コザ署の警官8名が法廷の整理に当たった」（琉球新報同日夕刊）。そして有罪判決を書いた裁判官らは厳しい言葉でTの非を責め立てた。人間らしい情があるならば、Aのような者らの境遇に「同情の念こそ生ずれ、この人達を軽視することは出来ないであろう。人はその窮極の価値に於て平等であり、一が他を軽んずることは許されない。然るに被告人Tはこの当然の理を弁えず、自己の営利の為に本件被害者Aを道具化し生殺与奪がその意に委せられたかのように錯覚した」と⁶。

6 次のように続く。被告人は「人の生命を自己の営利に不利なるが故にその人の生命を奪い、その上自己の罪を隠蔽する為めに成人婦女である被害者を全裸の状態にして遺棄したことは、その性の惨虐性を無人の境、無法の地、神なき地獄にある如く本件犯行によって表現した」と（後掲①281頁）。また、「被告人は捜査の当初から、当審にいたるまで、自己の無実を主張し続けている。勿論刑事手続において被告人は自己に不利益の事実を自供する義務はない。然しこのことと被告人の人間性の評価とは別個なものである。（中略）被告人の非人間的人格はもはや我々社会とは相容れないものがある」と（後掲③367頁）。次は新聞から拾い出せた唯一の傍聴人談話。「初回公判からずっと見てきたが無期懲役は適当な処置だと思う。裁判長は露ほどの同情もしてないといっていた。私もそうだ。かえって妻の**も共犯者として体刑を与えてほしかった位だ。これで**さんの霊も浮かばれるだろう。」（琉球新報同日夕刊）。なお、傍聴人の数は第2次1審の第4回期日で「傍聴人もぐっと減る」と報じられたが（琉球新報1960年2月20日夕刊）、その30回を超えた公判の内容はほぼ毎回記事で取り上げられた。しかし第3次1審は明らかに報道量が減り、第4次1審は無罪という結果の他は報じられなかった。

しかし以前に紹介したとおり、1960年代になると米軍法令の売春罪や売春助長罪はほとんど適用されなくなり、同時にAサイン制度が整備される（琉大法学106号128頁以下）。やがてバーに隣接する「淫売宿」も、米軍要員を相手方とする限りで付設を禁じられ、ホテルに代替されるようになり⁷、米軍要員を対象とするバーの経営と「淫売宿」営業罪が切り離されていく。こうして売春助長業者らの葛藤・不満は改善されていった（琉大法学105号51頁）。つまり管理売春の違法性が追及されなくなり、前述の矛盾が再び見えにくくなった。同時に女給殺し裁判の被告人が有罪であるのかは疑わしくなっており、それならばこれは殺人事件の一つであると片付けられたのであろう。

しかしながら、前掲の記事④にある「現在野放しにされている売春悪は沖縄人同士だけ」というのは誤りであり、前借金で女性を束縛して売春をさせる管理売春は、布令144条2.4.3.3条（「何人も売淫の行われる場所に婦女を、本人の意に逆らって留置し、又はかかる留置の目的をもって肉体的に虐待し、または…ことを禁ずる」）または2.4.3.4条（「何人も人身を売買し又は他人を奴隷的労役若しくは不本意の強制的労役を契約することを禁ずる」）により、米軍要員を相手方とするか否かを問わず、懲役10年以下の刑を規定する重罪とされ（同2.4.3条）、もともと禁止されていた。少なくとも米国民政府裁判所は1957年の裁判で2.4.3.3条の「本人の意に逆らって」の意味をそのように解釈した（琉大法学104号116頁以下）。したがって、ここにも同様な葛藤・不満（米軍要員等の買春の需要に応じて広く売春助長業があるのに後者が刑事規制されること）があったのではないかと考えたいところである。ところが「淫売宿」営業（娼家行為）は拘禁1年以下の軽罪であり、重罪（違法な管理売春）であるとはみなされていなかった。犯罪類型上の両者の違いは、売春をする者らに対する価値侵害の事実を認識するか否かにある。つまり違法な管理売春が、基地売春に関心が集まることで、単なる軽罪であると誤認されていく。そのため米国民政府と琉球政府は遂にその重罪規定を積極的に運用することがなかった。

こうして一方で売春をする「女達」に負担を被せて、他方で買春者に性的自

7 小野沢あかね「米軍統治下沖縄における性産業と女性たち」年報日本現代史18号（2013年）86頁以下。なお垣花豊順「戦後沖縄における犯罪現象」琉大法学18号（1976年）53頁によれば、米兵相手の売春は「重要な外貨獲得手段」として半ば社会的に黙認されていた。

由を追求させ、そして売春助長業者が経済的利益を得る、といういわゆる「性的搾取」の営業形態があたかも公認されたかのように定着した。本稿はこれを売春差別が法的に作出・助長・維持されたものとみて問題にしてきた。A 殺害の犯行に管理売春の違法性を重ね合わせるようにして T を犯人視したコザ女給殺し裁判は、冤罪を生んだだけで、売春差別が省みられることにはならなかった。第 1 次 1 審判決は、米軍要員を対象とする「バーに働く人達に対して世人は基地の花の形容詞をもって呼び、その人達を軽視する傾向にある」と指摘したが（後掲④ 280 頁）、まさしく被告人の行為が「その人達」を軽視した悪質なものと判断された。しかし売春を差別問題としてみれば、売春助長業者と売春をする者との関係は、経済的に搾取し、搾取される関係ではあっても、必ずしも貶め、貶められる関係であるとは限らない。後者は第一義的には家父長制家族の内側にある者と外側にある女性との間に認めうる関係である。それをそのままに T が貶め、A が貶められたとする先入見が働けば、管理売春の違法性と殺人をしたか否かは別のことであるのに、裁判で証拠評価を誤り、有罪の心証が形成されることはありうるように思われる。

(3) コザ女給殺し裁判の事実認定

1959 年に公然化した管理売春の矛盾は再び見えなくなった。コザ女給殺し事件は、その 1960 年代に事実審の有罪判決を上告審が破棄差し戻すことを繰り返して結果的に迷宮入りした。以下の 8 個の判決のうち①③⑤⑦が第 1 ～ 4 次の 1 審（事実審）判決であり、②④⑥⑧が各次の上告審（法律審）判決である。後者のうち②④⑥がそれぞれ原審①③⑤の有罪判決を破棄差し戻した理由は、②が事実誤認と法令違反（「弁護人からの証拠提出命令申請を却下したのは布告 12 号 5 条 2 項 E 号に反する」）、④が事実誤認、⑥が事実誤認であった。8 個の判決を読み比べて、どのようにして証拠評価の誤りが起きたのかを探ってみることにしよう。

なお、アメリカ統治下沖縄の 1952 年民政府布告 12 号による琉球民裁判所または 1967 年立法 125 号「裁判所法」による裁判所（これらは便宜的に琉球政府裁判所と呼ばれた）では、重罪事件は巡回裁判所または那覇地方裁判所を第

1 審とする 2 審制であった⁸。同布告 4 条 7 項は「法律に特に規定されない限り琉球上訴裁判所は如何なる場合に於ても上訴事件に於て証拠を審理すべきでなく、審理に際しては純然たる法律問題を考慮し裁判もそれに基かなければならない。下級裁判所の実事の認定は上訴裁判所を拘束する。但しかゝる事実の認定が下級裁判所に於ける訴訟手続記録から見て法律問題として破壊され得る程度甚だしく証拠に基かない時はこの限りではない。」と規定した。そのため 1955 年立法 85 号刑事訴訟法は、基本的に日本の戦後刑罰法に倣って制定されており、上告理由として日本法の上告理由並びに控訴理由（法令適用の誤り、刑の量定不当及び事実誤認等）に相当する 8 事由を列挙したが（415 条 1 項）、他方で「上告裁判所は、新たに事実の審理をしてはならない」（416 条）と明記した。ただしこのように制度上の相違はあるが 1972 年の沖縄返還協定により、対日平和条約発効後の沖縄の刑事裁判の効力は原則として承継された。

- ① 中頭巡回裁判所 1959 年 6 月 6 日判決・琉球上訴裁判所刑事判例集 7 号 269 頁
- ② 琉球上訴裁判所 1959 年 11 月 17 日判決・同上 7 号 214 頁
- ③ 中頭巡回裁判所 1960 年 12 月 7 日判決・同上 10 号 312 頁
- ④ 琉球上訴裁判所 1962 年 12 月 21 日判決・同上 10 号 280 頁
- ⑤ 中頭巡回裁判所 1964 年 12 月 29 日判決・同上 14 号 220 頁
- ⑥ 琉球上訴裁判所 1966 年 2 月 11 日判決・同上 14 号 175 頁
- ⑦ 那覇地裁コザ支部 1968 年 12 月 25 日判決・裁判所報 75 号 7 頁
- ⑧ 琉球高等裁判所 1971 年 12 月 17 日判決・同上 86 号 2 頁

8 コザ女給殺し事件に関する人文社会科学の研究論文は管見の限りないが、琉球政府裁判所の刑事判決を歴史的に考察する中で、垣花豊順が審級制の問題に言及し、仮に控訴審で続審的な事実審理を行う 3 審制であったならば、本裁判も「かくも長期にわたらないで確定した」と指摘する（同「琉球政府裁判所の刑事判決に関する一考察」琉大法学〔1981 年〕171 頁）。たしかに第 1 次上告審が控訴審として破棄自判して T の無罪判決を出しておれば早期に無罪が確定したと思われる。しかし事実認定をしない法律審だからこそ、死亡日時に関する疑点があれば破棄して差し戻す他になかったともいえるのであり、仮に第 3 次上告審に事実認定をさせれば、判決⑦のように死亡日時を推定し、そして T が氏名不詳者と共謀して A を縊帯で絞殺したと認定し直して有罪判決を書いていたかもしれない。

判決①は、殺人と娼家行為の疑いで起訴されたバーの共同経営者 T（判決時 37 歳）及び T2（同 36 歳）の夫婦に対し、殺人につき T を有罪（無期懲役）、T2 を無罪にし、反対に娼家行為につき T を無罪、T2 を有罪（罰金 80 ドル）にした。T2 の娼家行為とは次の犯罪事実を指した。「被告人 T2 は淫売宿を構えて合衆国軍隊要員を出入させて金を儲ける事を計画し、予てコザ市センター区 14 班に女部屋として建築せるセメント瓦葺平屋 9 坪位 1 棟をそれに当て被告人等の経営するバー・リパティ・アワーの女給 E、F を同所に居住せしめ 1959 年 2 月 4 日より 6 日までの間に右同所に於て同人等をズケラン部隊、ジョウジ・オチョアー外 3 名と売淫せしめて、E から 1959 年 2 月 5 日に 5 弗、F から右同月 6 日に 2 弗を受け取って娼家行為をなしたものである」。この点に関する T の無罪の理由は共謀の事実が立証されていないからとされた。殺人に関する T2 の無罪の理由も同じである。そして殺人に関する T の刑の他は判決①で確定した。しかし殺人の事実については T 及び T2 の自白がなく、目撃証言もないため、情況証拠の証明力が争われた。

ア. 遺体発見

A は、1930 年生まれ、鹿児島県大島郡の出身であり、両親はおらず、郷里に弟 2 名がいた。1957 年 5 月頃からバー「リパティアワー」の女給として住み込み稼働し、「弟達に送金したり、弟が交通事故で負傷したときは見舞にも行く等」していた。また、当時宜野湾市大謝名のバーに住み込み稼働していた大島出身の B（前掲の 1956 年の売春等事件で A と共に有罪判決を受けた者）とは「特に親しく交き合い、両者は互いに行き来していた」。A は、1958 年 12 月 24 日午前 1 時過ぎ頃、T2 に対して「2、3 日間、大謝名へ遊びに行つて来るから暇をくれ」と頼み、その了解をえて外出した。

A の遺体は、翌 59 年 1 月 1 日、旧コザ市センター区の住宅地区の外れにある墓地の裏側の窪地で、うつぶせになって、まばらに草に覆われ、ブラウスが両腕に袖を通したまま上部にまくり上げられてある他は全身裸の状態で見つめられた。引きはがされたような形跡のあるパンツは頭部の方に投げられたように置かれ、ブラジャーは外されて背中の上に、黒色のマンボズボン（マンボズボン）は体の下に置かれ、そして頸部には白い繻帯が 7、8 周位固く強く巻きつけられており、そ

の縋帯には多数の草の茎や葉が巻き込まれ、縋帯の一巻きは頸部をはずれて顔面にかかり、両端とも結ばれていなかった。ブラウス・パンツ・ブラジャー・マンボズボン(Aのもの)であることが認められた。また、現場付近にはマーキュロクローム(赤チンキ)の付着したガーゼ1枚、名刺片、古い折りたたみ式財布1個、ヘアピン1本、毛髪か陰毛と思われる毛が2本、ビールの空き瓶4、5本等が散在していた。

死因は、鑑定の結果、「扼絞頸による窒息死と認められ、その手段としては最初布の上から手で首をしめたが完全に死亡するに到らず、意識不明となり、抵抗する力をなくして後、更に草原等に横たえた状態で縋帯で絞頸することによって死亡した」ものとされた。

創傷の状況については、身体各部に認められる多数の軽微な擦過打撲傷は「表面凹凸に富む鈍器又は鈍体の擦過、打撲によって生じたもの」、口唇附近の粘膜内出血は「歯牙に損傷を伴ってないことからして拳撃で打つか、口の中へ突込んだりしたようなときに生じたもの」、躯幹前面の皮内出血は「岩石の角に強く当るか、足で踏みつけられてその際生じたもの」、さらに背面の損傷は「比較的生活反応が軽微であるところから瀕死期に生じたものが大半である」とされた。なお、死体のあちこちにマーキュロクロームが塗布されていた。

死亡推定日時は鑑定により1958年12月29日早朝より翌30日早朝までの間とされた。またAの胃内容にアルコール、食物等が残存しており、死亡前2、3時間以内に飲酒していたことが認められた。

以上は第4次1審の認定した事実であり、第1～3次の裁判でも、死亡日時の他は、争われていない。なお、Aが強姦の被害を受けた痕跡は認められなかった(③322頁)。また、Aの「はき物が現場付近に見当たらない点から」「よそから運んできて捨てた」と推測できた(沖縄タイムス1959年1月3日)。

死亡日時について補足する。鑑定人の所見は1959年1月1日(死体発見日)午後の屍体外表検査と翌2日午後の解剖検査に基づくが、その推定時刻に丸1日程度の幅があることから(判決⑥190頁は、鑑定人の原審公判供述によれば「死亡推定時刻は1958年12月29日午前1時より翌30日午前7時までの間という約30時間の中」があると指摘する)、第1～3次の事実審は、他の証拠と付きあわせて死亡日時を概ね12月28日午後10時過ぎ頃から2、3時間以内と認定した(判

決⑤ 220 頁は 12 月 28 日の「午後 11 時頃から午後 12 時 30 分頃まで」とする)。これに対して弁護人は、まず判決①に対する上告趣意書で「窒息死の原因たる縊帯による絞頸の日時」及び「死亡の日時」が「明白でない」ことを問題にした (② 235 頁)。次に判決③に対する上告趣意書では、まばらに草に覆われた死体にその影をうつす日焼けが認められることから、死亡日時頃の 2、3 時間に日光が差していたと考えられるとするのが鑑定人の所見であるのに、琉球气象台報告書によると 12 月 28 日午後 6 時から翌 29 日午前 6 時までの天候は曇または雨であることを指摘した (④ 302 頁以下)。判決④は、この主張を原審判決③の事実誤認の理由の一つとして数え上げ、「コザ市における当時の天候状況を調査する要」があるとした (④ 302 頁以下)。しかし第 3 次 1 審は、嘉手納飛行場の気象観測記録を調べたものの、鑑定人の修正所見に基づき、死後最長で 10 数時間以内に最短で 20 分程度の太陽光線、または曇天や雨天時の紫外線乱射により、日焼け現象が起こりうると考えたようである。弁護人は、これに対する上告趣意書で、12 月 29 日の沖縄市の天候は午前 10 時 56 分に「曇量『9』(全天の 9 割は雲がある)」である他は曇量 10 であり、28 日及び 30 日も似たような天候であること、しかし 27 日午前に曇量 6～8 が記録されていることから、A は 27 日未明頃までに殺害されていたと主張した。この点に関する判決⑥の論旨は明瞭ではないが、原審判決⑤では死体の日焼けと曇量との関係が説明されていないと受けとめたようであり、事実誤認の疑いがあるとした (⑥ 176 頁以下、190 頁以下、202 頁以下)。なお、第 4 次 1 審は、前述の鑑定人の修正意見を採用し、また、新たな鑑定意見によれば「本件にいう日焼けというのは一種の死後変化現象ではないか」とも考えられるとして、死亡日時を疑問視する余地はないと判断した (⑦ 10 頁)。

ともかく有罪判決①③⑤が、死亡日時について、12 月 29 日早朝より翌 30 日早朝までとする鑑定結果を受けて、概ね 28 日午後 10 時過ぎ頃から 2、3 時間以内と認定したのは、同月 24 日午前 1 時過ぎ頃に外出した A が、28 日の夜(午後 10 時過ぎ頃まで)には帰宅していたと考えたからであった。弁護人が死体の日焼けに注目したのも、この 28 日帰宅の事実を争うからであった。本裁判の主要な争点は、A が 12 月 28 日の夜に帰宅したのか否かであった。

イ. 捜査の経緯と公訴事実

遺体発見から3日後の報道によると、早くも警察は、Aが「暴行〔性的な〕をうけていない」こと、Aの在留許可証明書が1月2日まではAの部屋で発見できなかったのに3日に「ひき出しから出てきた」こと、またAの「部屋の窓の下に血痕があった」ことなどから、殺害場所はAの「家の近く」で、殺害後に死体を近くの墓地に運び、「服をちぎったり刃物のようなもので切ったりしてわざと現場を偽装した」ものと見立て、「ちかくのA(36)に容疑」をかけている(沖縄タイムス1959年1月4日)。「A(36)」とあるのはTである。Aが「雇主の****[T]さんから五百ドル余りも借金をしていた」ことも報じられた(琉球新報同日)。

この「借金」は売春の前借金である。日本では既に法的に無効とされていたが沖縄ではそうではなかった。Tがバー「リバティアワー」を妻T2名義で開業したのは1956年5月頃であり、事件当時には女給としてA、前述のE、F及びG他1名の計5名、また女中としてHを雇っていた。女給らはT宅と隣接する女給部屋(前述のセメント瓦葺平屋)に住み込み、HはT2の叔母Iとバーのホール裏側の部屋で留守番をしながら寝泊まりしていた。女給部屋はバーから約70メートル離れた地点にあった(⑦12頁以下)。「近道で約25米」であるという(⑧11頁)。

しかしAの外出後の足取りがつかめず捜査は難航した。1月5日のT宅及び女給部屋、さらに宜野湾市大謝名のBの部屋の家宅捜索でも「きめ手になるような証拠物件はでなかった」(沖縄タイムス1959年1月6日)。1月7日、コザ署及び県警本部刑事課は、近隣署長やCID係官らと合同の捜査会議を開く。そこでAに「大島出身の情夫」がいて、彼は1958年2月に窃盗で捕まり強制送還されたが、再び沖縄に密入域していることが報告された(同紙1月8日)。1月16日、彼が不法入域の疑いで逮捕される。しかし「事件との関連はうすい」と判断され、あらためて内部犯行説を「強く打ち出して現場付近の捜査に集中する」ことになった(同紙1月21日)。なお、この時点で、「捜査がながびいたのは、Aさんが大島出身で友人、知人からの情報収集がむずかしいこと、S〔情夫〕の逮捕に時間がかかったこと、Aさんが住んでいた家の付近はみな口をつ

ぐんで聞き込みが難しい点などがあげられている」(同紙同日)⁹。

そして2月6日、最初に女給E及びFが売春の疑いで逮捕された。続いて翌7日、T及びT2が娼家行為の疑いで別件逮捕された(同紙2月8日)。E及びFは、コザ治安裁判所1959年(い)25号事件記録、同(ろ)78号事件記録中の各員面調書が、T2の娼家行為の罪の証拠とされているので(①280頁)、おそらくその後に売春罪で有罪判決を受けている¹⁰。さらにFは、9日にいったん釈放されたが、すぐに傷害の疑いで再び逮捕された(琉球新報2月10日夕刊)。AとFは、事件前の12月2日に喧嘩をしており、Fに噛み付かれて深手を負ったAの左拇指には、遺体発見時も繃帯が巻かれていた。後にFは、T2が12月30日午前10時頃に血のついたタオルを洗っているのを見たことと供述することになる(①276頁)。弁護人は判決①に対する上告趣意書でF供述は「拘禁と畏怖と暴力と利益誘導によって」得られたものであると反論した(②239頁)。

その後もT及びT2は否認を続け、依然としてAの足取りもはっきりしなかった。捜査本部は、2月13日、Aの顔写真付きの「手配書」を新聞に掲載し、情報提供を呼びかけたが(沖縄タイムス1959年2月13日)、有意義な情報は得られなかったようである。しかし同日、「ズボンに血こんがついていたのであらわされた」とする女給Gの供述を得て、Tのズボンが押収された(同紙2月

9 「米軍人二人を表彰具申／コザ署／女給殺しに協力」の見出しで次の記事がある。「コザ署では20日第3海兵師団機動部隊憲兵司令部勤務軍曹ウィリアムN・ブラウン、第9米陸軍憲兵隊犯罪捜査隊調査官ゼネテス・マイクルの両氏を捜査協力者として警本へ表彰具申する。両氏はコザ署に協力して容疑者逮捕をはやめたもの。同事件は発生現場が特飲街という特殊区域で被害者も外人との接触が多かったところからはじめのうちは、容疑者が沖縄人かで捜査陣のなやみは深刻だった。そのとき両氏が積極的に協力を申入れ外人関係者の捜査を受持つことにし、被害者と関係のあった外人をつぎつぎとさがしあてて調べ、その結果をくわしく知らせた。またあるときはフィリピンまで演習に行っている米兵を直属上官に頼んで呼寄せたこともある。こうした協力のおかげでコザ署捜査本部では短時日に捜査範囲をせばめ容疑者のメドをつけることができたという。」琉球新報1959年3月22日)。

10 コザ治安検察庁の1959年2月の「被疑者の受理及び処理」に関する統計表によれば、布令144号の道徳に反する罪の受理人員は旧受1名、新受6名、既済人員は略式命令請求3名、未済人員4名である(沖縄県公文書館でデジタル公開されている「検察統計資料に関する書類1959年(自1月至6月)」120コマによる)。

15日、① 277頁)。このズボン、もともと女中Hが、警察署に留置されたTの着替えとして差し入れたものであった(⑦ 17頁)。そして同月17日(後述のとおり判決⑦によれば18日)、1か月以上にわたり「殆ど毎日のごとく警察に呼び出されて取調を受け、その他取調官から『君も一緒にやっただろう』と言われてかなり厳しい取調を受けて」いた(⑦ 15頁)とされる女中Hが次の旨の供述をする。夜10時過ぎに帰宅したTがAの部屋で暴れていた、と(② 250頁)。翌18日、T及びT2は、あらためて殺人の疑いで逮捕され、そして勾留期限の3月12日、同容疑で起訴された。さらに翌13日、娼家行為でも追起訴された(琉球新報1959年3月13日)。

Tに対する殺人罪の公訴事実は次のとおりである。「被告人は、その妻T2と共に1956年6月頃から、コザ市センター区においてバー、リバティアワーを経営していたものであるが、同店女給Aは同店に勤め始めた頃は稼ぎが多かったのに、近來怠業甚だしく、被告人からそれについて叱責されると、これに反抗して口論するという状態で、お互いに嫌悪感が醸成されつつあり、しかも同女は被告人方から多額の借金をしているのに拘わらず、1958年12月24日頃から外出し、クリスマスの多忙な時期に遊び歩いていたので、いよいよ憤慨していたところ、同年12月28日頃同女が帰宅するや、同日の午後11時過ぎ頃コザ市字胡屋*番地の被告人方女給部屋において、被告人は同女を叱責して憤激その極に達し同女の頸部を扼したところ同女が仮死状態に陥ったので、ここにおいて被告人は同女を殺害しようと決意し、翌29日午前零時過ぎ頃、同女を被告人方西方約60メートルの地点にある墓地裏附近まで運搬し、同所において同女の頸部に縊帯を巻いて締めつけ、因って同女を窒息により死亡させて殺害したものである」(⑦ 8頁)。

ウ. 頸に巻かれた縊帯

第1次1審は、1959年3月27日から6月6日の判決公判まで全10数回の期日を重ね、殺人につき、次の犯罪事実を認定した。

1958年12月28日午後10時過ぎ頃、酒に酔って帰宅したTは、自宅の雨戸を突いて割り、「中に入らずに其の儘女給部屋のAの部屋に行って沖縄語で『Aお前は真面目に働くと言ったから、クリスマスの洋服も買ったのに、何処

に行っていたか』と其の非をなじった」。しかし「A が何にも答えないのでそこで激昂した被告人 T は激情のまゝに A を殺害する気になり、いきなり A の頸を両手で強く握りしめて其の為に A を仮死状態に陥れた。被告人 T は、A が死亡したものと誤信した。又其の時 T を連れ戻しに部屋に入って来た T2 も之を見て A が死んだものと誤信した。そこで被告人 T は、其の証拠隠滅について考え、姦淫を目的とする犯人の犯行に見せかけるために A を被告人等方から北西方約 60 米位離れた墓地に運び其処で A のマンボ・ズボン、パンツ等を脱ぎとって引き裂き更に繃帯を同女の頸に巻きつけてそれに因って窒息により同女を死に至らしめたものである」(① 270 頁)。

つまり T の犯行は次の 3 段階からなると認定された。第 1 に、12 月 28 日の夜、T が A の部屋で A の頸を扼したこと、第 2 に、A を墓地に運び出したこと、第 3 に、墓地で A の着衣をはぎ取り、頸に繃帯を巻き付けて窒息させたことである。判決③⑤もそう認定した。これらは 1 点目の事実のあったことが、順に 2 点目、3 点目の事実のあったことを推論させる有力な間接事実の一つになるという関係にある。それゆれ検察官は第 1 の事実の立証を目的として数多くの情況証拠を提出した。「事実の認定は、証拠による」(沖縄の刑法 323 条)。しかし、その証拠群がたとえ充実していたとしても、それだけでは第 2 の事実があったことにはならないし、また、たとえ第 1、第 2 の事実があったと証明できたとしても、それだけでは第 3 の事実があったことにはならない。そして「犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡しをしなければならない」(同 342 条)。現に第 3 の絞殺行為の現場で、T の犯行を示唆する痕跡は何も得られなかったし、また第 2 の運び出しの行為についても、その方法を度外視して、ともかく運び出された、とすることはできない。それゆえ以下ではベクトルの向きを逆さにして検察官が第 3 の事実の立証に成功しなかったことからみて、順に第 2、第 1 の事実を疑問に付していく。

A の遺体の発見者は草刈りに来た近隣の男子中学 1 年生であったが、その場所付近には畑や草原があり、また北東方約 7 メートルの地点に塵捨場、そして北方約 12 メートルの地点に T の父の養豚小屋 2 棟が並んでいた。そのため判決③は、T に土地勘のあることが、T を第 3 の事実結びつける一つの情況証拠であると考えた。そこは畑・塵捨場・養豚小屋・墓の利用者・関係者を除

けば人の「殆んど通行しないと思われる場所」であることから、「土地勘を有するものゝ犯行によるものとの推定を十分受ける場所柄である」と(③ 316 頁、364 頁)。しかし遺体のあった場所から約 25 メートルの地点に一番近い民家があり、南方約 30 メートル及び西方約 20 メートルの地点にはそれぞれ市街地に通ずる幅員 2 メートルの道路がある (⑦ 8 頁)。パー「リバティアワー」から女給部屋までが約 70 (近道で約 25) メートルで、女給部屋から発見場所までが約 60 メートルであるから、パー街の利用客らが立ち寄れない距離ではない。なお養豚小屋については事件の第 1 報に次のような逸話が紹介されていた。「豚舎に 26 日夜豚泥棒が入ったようで、豚は直ぐかつがれるように、四つ脚ともしばられているが、そのまま放置されている」ことから、殺人事件と関連があるとの見方もある、と (琉球新報 1959 年 1 月 3 日)。そこは土地勘がなければ接近困難な場所であったとする根拠は十分ではないように思われる。ともかく判決①⑤は土地勘に言及しておらず、判決④でも争点にならなかった。

なぜなら第 3 の現場には、もっと証拠価値の高い物的証拠が残されていたからである。A の頸に巻かれた繻帯には、口紅と唾液が付着しており、唾液から A 型または AB 型の血液型が検出された。A と T の血液型が B 型、T2 が A 型、大謝名の B が AB 型、そして女給 F が O 型である (③ 361 頁、⑤ 236 頁)。この繻帯は、A の左拇指に巻かれたものとは種類が異なるため、誰の所有物なのかも争われた。というのは判決①が、血液型の問題には言及することなく、T が、A の部屋にあった A の繻帯を持ち出して、第 3 の現場で A の頸に巻き付けたと認定したからである。その根拠は、その繻帯に、A の部屋にあった毛布等に付着しているのと「同一種類の繊維」が付着していたことであった。つまり第 1 の事実の方から第 3 の事実を推論したのである。しかし、これは第 1 の事実が確かな証拠で証明されているのでなければ非常に危うい推論である。そのため弁護人は上告趣意書で、検察官が T2 (A 型) を殺人罪で起訴したのは、この繻帯の血液型が理由であったが、その可能性は B (AB 型) にもあるというべきであり、いずれにせよ T (B 型) が頸に巻き付けたとする「証拠はない」と主張した (② 264 頁以下)。

第 2 次 1 審で、あらためて弁護人は B の犯人性を強く示唆したが (沖縄タイムス 1960 年 7 月 6 日夕刊)、判決③は、繻帯の血液型に関する鑑定人の次の公

判供述を得て、AB 型の可能性を排除した。すなわち「A の屍体に巻きつかれた繃帯には、その一端に近い所に唾液の付着していることが推定され、その血液型は A 型か AB 型と推定出来るが、B 型の人の体に巻きつかれている関係上、体中より浸出した液が多少付着して AB 型として現れているということも考えられることから、唾液の部分は A 型ではないか、との可能性が非常に大きい」と(③ 360 頁)¹¹。これに対する弁護人の反論は次のとおりである。「この修正発言は単なる可能性であり事実『体中より浸出した液が多少付着したかどうか』は証拠によって裏づけられていないので全く客観的妥当性を欠く。判決はこの客観的妥当性を欠く『意見』をそのまま採用しているので単なる『主観によるもの』でしかない。」と(④ 308 頁)¹²。上告審判決④はこの主張を容れ、次のように判示した。繃帯の血液型が「A 型ではないかとの可能性が非常に大きいとの鑑定結果にもとづき、A 型の血液型の女性と共同して、被告人が被害者を絞殺したというだけでは、その女性が誰であるか、いかなる関係、いかなる理由で殺害行為に介入したかもすべて不明であり、それらの事実が不明であれば同女と被告人との共謀について確たる証拠は存しないことになり、前記繃帯の出所の確証もないから、同女性の単独犯行とも考えられるので、被告人の犯行と断ずることは理由不備か事実誤認の違法がある」と(④ 281 頁)。

しかし第 3 次 1 審は、再び「同一種類の繊維が多量に附着している」ことに基づき、T が繃帯を巻きつけたと認定した(⑤ 224 頁)。「多量に附着」とした点が判決①との違いである。というのも「同じような繊維類というものは多くの家庭の用いるところである」からである(⑤ 240 頁)。第 3 次上告審は、

11 判決③は、T が、「T2 と善後策を講じた結果」、「A 型の血液型を持った女性と共に」A を墓地まで運び、そこで「前記女性の手を借りて所携の繃帯を A の頸に巻き付け」たという犯罪事実を認定した。兼島・前掲書は、その女性とは T2 であるとする。

12 これは実在的可能性(現実的にありえたこと)と論理的的可能性(抽象的に思考できるだけのこと)との混同という事実認定上の致命的誤りを指摘した卓見であろう(吉弘光男、宗岡嗣郎『犯罪の証明なき有罪判決』〔九州大学出版会・2022 年〕50 頁以下)。例えば死刑冤罪事件とされる菊池事件では、殺人の凶器とされた刃物から血痕反応が出ておらず、現場付近の池で洗い落としたのだらうと推測されて有罪になったが、実際に①池で洗い落としたのか、そして②池で洗い落とせば血痕反応が出なくなるのかは、疑いを差し挟みうる点であるから、少なくとも②は再現実験をしてから、現実的にありうることなのかを判断しなければならなかった。

これも事実誤認の違法があると判断した（⑥ 178 頁）。

これに対して第 4 次 1 審は、その血液型の持主が「一応は本件犯行に結びつくと考えられるが、それが一体誰であるのか、又その人と被告人がいかなる関係でどのようにして本件犯行に結びつくかどうかについては、これを明らかにする証拠は存しない」と述べた（⑦ 19 頁）。その何者かを介して T が第 3 の事実に結びつくかどうかについては、証拠がないとする趣旨であろう。また、繃帯付着の繊維については、同一種類の繊維が A の毛布やマンボズボンだけでなく、T の羽織や着物等にも付着しており、これらの繊維が「同一物だとの結論」は出ておらず、そして T がそれらを着用して犯行に及んだのかどうかも「証拠上判明してない」と述べた（⑦ 19 頁以下）。T が、A の部屋から A の繃帯を持ち出したとするのは、証拠なき憶測にとどまるとする趣旨であろう。第 3 の事実の現場にあった繃帯に何者かが残した口紅・唾液の痕跡は、T2 の無罪判決の確定と同時に、T による絞頸の事実を証明困難にする物的証拠になったといわざるをえない。

エ. ズボンの血痕

次に、第 2 の事実、すなわち A の体は、A の部屋から墓地へと運び出されたのか、という点である。判決①は、T が、仮死状態の A を約 60 メートル離れた墓地に運んだとしか認定していなかった。しかし判決③は、かなり踏み込んでその方法に言及した。T は「妻 T2 と善後策を講じた結果、外出時における強姦死を装う事にして外出の際着けたと思われる黒マンボズボン、白色ブラウスに相当抵抗した跡を思わしめるためにこれを切り破る等の工作を施し、A の体の諸所にマーキュロ・クロームを塗布して、これをパンツを着けたまゝの裸にして、肩にかつぎ、被告人が地理に委しい被告人宅から西方約 60 米の被告人の父の豚小屋付近の墓地の傍らの草叢に A 型の血液型を持った女性と共に前記の工作をした衣類も携帯して、これを運び、（後略）」と。

判決①が、A は墓地で裸にされたとしたのに対し、判決③が、パンツだけの裸にされて運び出されたとしたのは、A の部屋に敷いてあったござにマーキュロクロームの付着痕があるとする鑑定結果が出ていたからである。部屋の中で裸にしてそれを塗布してそのまま運んだと考えたのである。「裸にしたまゝの

奇異なかつこうで運ぶことは、一見人に怪しまれることではあるが、一人が周囲の状況を警戒すれば可能であるし、時間、場所の関係上、人通りはまれである」という(③364頁)。はたしてそうなのかという疑問を禁じえないが¹³、それはともかく、ここで注目したいのはAを運ぶ方法としてTが肩に担いだとされた点である。なぜならこの行為時にAの血と唾液がTのズボンにたれ落ちたと想定されているからである。

前述のとおり、女給Gの供述に基づき、別件逮捕後に押収された血痕のあるTのズボンは、その前に洗濯されていた。洗濯の経緯はこうである。遺体発見から数日後(1月4、5日頃)、Tがズボンを着けようとした際、ズボンの下の縫目あたりに2箇所位血痕が附着しているのを発見し、妻T2と叔母Iもこれを見て「今頃そんなものがあると疑われるから、その儘にしてはいけない」と言い、Iが洗濯しようとしたところ、居合わせたGが「私が洗濯してあげましょう」と言って洗濯した。血痕の大きさはGによれば4、5センチメートル、T2によれば指で押さえる程度であった(⑦17頁)。そして鑑定の結果、次の事実が判明した。「その左右裾の内側に人血が附着して居り、その血液は右裾のものについてはB型と推定され、左裾のものについてはB型ではないかと思われるが確認出来ない。更にズボンには唾液が血液附着部位に附着しているのが認められる」と(①277頁)。しかしながら判決①の認めた犯罪事実、そしてその全文を読み返しても、どのような機会にAの血がTのズボンに付着したのかは判然としない。そして弁護人が上告趣意書で述べたように、唾液の血液型は判明しておらず、洗濯前に付着した唾液は洗い流されるのではないかという疑問も残る(②260頁)。それゆえ上告審判決②は次のように判示した。

13 判例集掲載の上告趣意書は抄録であり、判決③の認定したAの運び出し方について、どのように弁護人が反論したのかは分からない。しかし判決③の事実認定の方法には概して次の性質があると指摘している。「1 偽証や変造された信憑性のない証拠によって事実認定している。」「2 証明力の十分でない単なる蓋然性によって事実認定している。」「3 被告人が犯人であるという予断をもって証拠の取捨選択をしているので判断に客観的妥当性を欠く。」「4 証拠の解釈に偏見や『こじつけ』が多い。」と(④303頁)。なお、コザ署警察官大山保章作成の報告書「犯罪に因るものと思料される女の変死体の発見について」には、遺体現場にパンツの他に「ズロースも脱がれて引きさかれて頭部の方におかれてあった」とのことであり、同人作成の実況見分調書に記載漏れがあったとされている(③316頁)。

「原判決は被告人のズボンに附着している血痕は、被害者の血液であると認定している。なるほどズボンに附着している血痕も被害者の血液も同じくB型である。しかし血液型が同一であるというだけで、直ちに同一人の血液であると断ずるわけにはいかない。更に血液の形状、附着の位置、被害者の傷害の部位程度等を総合して決定しなければならない。ところで本件で原審がズボンの血痕の出所として認定しているのは被害者の口唇附近の傷であるが、それらの傷は表皮剥脱を伴う出血、粘膜内出血、舌尖附近の傷であって、その程度の「ズボンに当該血痕を残すほどの」出血は考えられないし、他方被告人のズボンに血痕の附着している個所は何れも左右両裾の内側であって、他の部分に血痕の認められない本件では、被害者の前記傷害部位からの血液が、ズボンの前記位置に附着したと考えるのは困難である。その上被告人自身B型の血液であることからすると、原審の認定は一層困難であって、他に何等かの特別な情況がみいだされない限り原審の認定は合理性を欠くものといわねばならない」（② 221頁）。

つまり、このズボンの血痕等の証拠価値は「他に何等かの特別な情況がみいだされない限り」認められないという趣旨である。そのため判決③は、前述のとおり、踏み込んだ事実認定をして、ズボンの血痕等を、Aの運び出しの行為があったことの物的証拠と位置づけたのであった。その判決文中に「特別の情況」に関する具体的な描写があるので紹介する。「それから被告人はAを肩にかつぎ、運搬したのであるが、Aは当時飲酒していたため、タオルで一応は拭いたものゝ幾分か口中は出血があり、扼頸により多少の唾液が出て来て（富田証人供述）、唾液と共に口中からたれ落ちる状態であった。それでもAをうつ向きにして、肩に乗せれば、顔は背中に向いており、運搬の時、体は失神状態に在るため、ブラブラ揺れ動くことが考えられるから、その時Aの顔の位置によって、口唇部からたれ落ちる血液と唾液が被告人の着けていたズボンの両裾に附着することが十分に在り得る。被告人の当時着けていたズボンの血と唾液は、その際についたものである」と（③ 364頁）。

これに対して上告審判決④は、次のように述べて事実誤認の違法があるとした。鑑定人の原審公判供述によると、血痕と唾液が検出された部位は「ズボンの内側で少し前の方にあたる所」であるから、原審認定のようにAが肩に担がれて運搬されたとしても、「Aの口中から出た血液と唾液が、被告人の

着ていたズボンの内側の少し前の方に付着したものと認めることは、特別の事情なくしては考えられない。しかも、その際被告人が着ていたというTシャツやこのズボンの腰部に当たるところに血液又は唾液の付着が認められないことを合わせ考えると、ますます疑わしい」と(④300頁)。

そこで第3次1審判決⑤は、ズボンの血痕については明確な説明をあきらめ、「或何らかの流血事件、または暴行事件」に由来すると考え、「Aの口中から流滴した唾液と血とに関連性があるもの」と認めた(⑤338頁)。これに対する上告審判決⑥は、しかし「出血量については少しく疑問が残る」ため、事実誤認の疑いがあるとした(⑥181頁)。出血量の疑問については既に判決②が指摘していたことであった。なお第4次1審は、ズボンが証拠保全の面から適確に保存されていたとはいえないこと、また、Tの身体検査の結果、「表皮剥脱(打撲、擦過傷)が被告人の上下肢等に若干存し、いくらかの出血があったのではないかと考えられること」などを指摘して、いずれにせよズボンの血痕等の証拠価値を認めなかった(⑦17頁、19頁)。

しかし判決⑤は、ズボンとは別の観点から、検察側証人2名の新たな公判供述を得て、Aの運び出しに関する事実を補強しようとした。「1958年12月29日か30日頃の午前1時頃、被告人方垣根の内側に男の人が居たが、その人は被告人らしい人で外を覗いている状態であった」「又その翌朝午前5時頃、被告人方向かいの*****宅の附近を死体遺棄現場である上の方から男の人が降りて来た」という内容の証言である(⑦18頁)¹⁴。ただし判決⑤が、この証言から犯罪事実のどの部分にあたる事実を推認できると考えたのかは、実は説明がない。それゆえ第4次1審は「被告人らの不審な挙動等について」の項でこの証言を取り上げて、その男性がTであるのかは確定できず、また「その人がいかなる意図で何をしようとしていたのかどうか明らかでなく」、特に午前5時頃にその人が歩いていた目的が何かは「皆目検討がつかない」とした(⑦18頁)。これに対して検察官は上告趣意書で「12月29日か30日の深更と未

14 第3次1審は、この目撃証言を「12月30日午前1時頃」と「そのあと午前5時前」の出来事に関するものとして、犯罪事実の状況証拠の一つに数え上げており(⑤242頁)、そして弁護人は「これが殺人事件の証拠になるわけではない」と反論しているが(⑥216頁)、判決⑦の記述に従った。

明に****、****が見た人が被告人であると認定するならば、本件は、全証拠との関連から当然有罪の判決となったであろう。「確定に至らなくても推論し得る証言を捨てて顧みないのは採証を誤ったもの」であると主張したが(⑧ 16 頁、9 頁)、上告審は、この反論を「判決に及ぼす影響が明らかでなく、或いは判決に影響を及ぼすものとは認められない」として斥けた(⑧ 5 頁)。

検察官は、A の運び出しの事実については、結局、その方法を説明できなかった。第 4 次 1 審の指摘する次の疑問が残るといふべきである。「その頃の午後 12 時前後にあっては、被告人宅周辺はそれほど人通りが少ないとも考えられないのに、死体を運び出すということがそう簡単にできるものだろうか、それがあったとしてもそれに気づいている人が全くないということも、大いに気になるところであり、又、それ以後の時間だとすれば、当時女給の F は既に午後 12 時前後には帰宅しており、それより暫くして他の女給達も帰宅しているので、彼女らの部屋と隣接している被害者の部屋から、彼女らに気づかれない状態で、そう簡単に死体を運び出したり、それに附随する他の出来事ができるのだろうか。」と(⑦ 20 頁)。

オ. 殺意

ここまでは上告審が、事実審の認定に誤り(またはその疑い)があると判示したが、第 1 の事実に関する状況証拠の証明力については、上告審の判断も分かれた。主な争点は、まず、12 月 28 日の夜に A は帰宅したのか、次に、A の部屋で T が扼頸行為をしえたのかの 2 点である。前者に関する証拠として「在留許可証明書」「赤財布」「青財布」「黒靴」「半コート」「黒スカート」「ブラウス」「スエミ食堂の S 供述」等がある。また後者に関する証拠として「洗濯された A の湯上がりタオル及びパンツ」「T のズボンのマーキュロクローム鑑定」「A の部屋のごさ等のマーキュロクローム鑑定」「A の部屋・廊下等の血痕鑑定」「女中 H 供述」等がある。後者から検討する。

前述の公訴事実と判決①の犯罪事実とは次の 2 点で異なっていた。犯行時間と殺意が生じたタイミングである。まず、扼頸の犯行時間について公訴事実では「午後 11 時過ぎ頃」であるのに対し、犯罪事実では「午後 10 時過ぎ頃」の T 帰宅後と変更されている。これは女中 H が公判廷で時間を 1 時間早めて供述

したからである。この H 供述は、弁護人によれば、「検事証拠の最重要なもの」(② 252 頁)であるからその内容を紹介しておく(第 2 次 1 審での公判供述による)。

28 日頃おじさん [T] は、A の部屋で、10 時頃暴れていました。その時私は住宅の炊事場の方でごはんを炊いていた。私の外にはおばさん [T2] もおじさんもいました。T はその晩 7 時頃まではいたが、8 時頃はいなかったが、酔うて帰って来ていました。10 時頃帰って来て入口の戸は開いていたが、そこに誰もいないのかと云って、戸を突いてこわしました。T は部屋の中をのぞいてすぐタンクの側を通して A の部屋の中に入って行きました。その時の履物は下駄でした。

その時 T の服装は、ズボン(証第 10 号の 8)、T シャツ(証第 10 号の 16)でした。A の部屋と私の座っている所は 1 米 50 糎位です。T は A の部屋に入って行って、すぐ「A 貴方は真面目に働くと云って、クリスマスの洋服を買って来てからどこへ行ったのかね。」と方言で話していました。それから 20 分位ベッドの木を叩いている様な音が聞えましたが、はっきりしません。その他別に話し声は聞えません。20 分位しておばさんが、住宅の方におじさんを連れて来ていました。

おばさんは、それまでは住宅の方に座っていました。おばさんは静かになってから行きました。連れて来て部屋と一緒に入りました。入って来てから両名は、入口の方を向いて並んでじっとして座っていました。二人 5 分位座っていました。おばさんが皆ナイトショウを見に行ったから、貴方も早く行って寝むりなさい、と云ったので、行って寝た。他の女給達は映画を見に行きました。それは住宅の方で、おばさんが 10 時頃話していたので知っています。その時は T が入って来る 10 分位前です。いつも 12 時頃寝に行くのですが、その日は 11 時頃寝に行きました。その以前に 11 時に寝るような事はなかった(③ 347 頁)。

犯行時間に関する H の供述変更の理由については説明がない。もともと 12 月 28 日の夜の T の帰宅時間については複数の供述間に食い違いがあり(⑦ 14 頁)、午後 12 時頃にナイトショウから帰宅して夕食を住宅で食べたときには T がいたとする女給 F の供述があるため、第 1 から第 3 に至る全事実が午後 12 時前までにあったとするならば午後 11 時頃の T の帰宅では遅いと判断されたのであろう。しかし、もし H が「11 時頃に寝るような事」は例外なのであれ

ば、最初からその旨に沿う供述があってもよさそうである。それゆえ弁護人も、H 供述に「一貫性がない」ことの一例示として犯行時間の変更に言及する（② 253 頁）。しかしこの時間に関する問題についてこれ以上の追及がなかったのは、後述のとおり、H 供述の重要性は、それが A の在室を示唆するものとされた点にあったからである。

次に、殺意の点である。判決①は、公訴事実の記載を踏襲し、T に A 殺害の動機があることを次の諸点から説明した。A に 500 ドル余の貸金があるのに A の稼ぎ高が減っており、クリスマスの繁忙期にも外出して稼働しなかったこと、そのため T が 12 月 24 日の夜に A の部屋で暴れて鏡台などを壊したこと、さらに互いの嫌悪感の醸成などである（① 278 頁）。このうち稼ぎ高については、12 月分の記録によれば A が 46 ドル、E が 113 ドル、F が 125 ドルであり、それぞれ半額が T らの取り分になっている（③ 361 頁）。しかし公訴事実では、A の怠業等に憤激し、扼頸の行為をした後に A が仮死状態に陥ったので殺害しようとしたとある。つまり前述の動機はまずは暴行のそれである。これに対し、判決①は、T の叱責に対して A が「答えないので」激情にとらわれ、「激発的に」殺意を生じ、扼殺の行為をしたと推認した（① 278 頁）。

それゆえ弁護人は、判決①に対する上告趣意書で次のように反論した。A は、T に借金があるが、バーの営業は女給なくしては成り立たない。A は、T らにとって不可欠の仕事の協力者であり、A を殺しても経済的に損害を被るだけであるから、T が一時の立腹にまかせて瞬時にして A を殺すということは考えられない、と（② 266 頁以下）。判決①は、T が A に対し、「常々真面目に働いて謝金を返して島に帰るように言い聞かしていた」ことを A に対する嫌悪感の表れであるかのように指摘するが（① 269 頁）、弁護人によればそれも誤解である。夫妻には 4 人の子がおり女給部屋に隣接する住宅で生活していた。女給 F が「夕食を住宅で食べた」と述べるように、女給らと T 家族の生活圏は重なる¹⁵。「女

15 第 66 回芥川賞を受賞した東峰夫「オキナワの少年」（初出文學界 1971 年 2 月号）は 1950 年末頃のコザ市の売春街に暮らす少年の目を通して「米軍支配下の庶民の出口のない生活」を描いており、現在も沖縄戦後史研究で論評される（若林千代『『吹きかえし』の風を待つ少年』沖縄文化研究 47 号〔2020 年〕605 頁以下等）。米兵相手に売春をする女給にベッドを貸すために、就寝中の少年が起こされて部屋から追い出される冒頭部分は印象的である。

給のことは全部 T2 にまかしてあり、T は女給のことにそうタッチしていない。T2 と A の関係は A の境遇と T2 の境遇が小さいときからにている（両方も小さいときに両親を失って小さいときから人の下で働いてきている、また警察ザタになった弟のことで両者気苦労している）ので A は外の女給よりも主人夫妻に可愛がられている。その証拠には 22 日にも T 夫妻と一緒に A だけ那覇に買物にいており、帰りは別々になったが A は帰りにクリスマスプレゼントとして主人の長女***の為カバン、クレオン、エンピツなどかってきている。23 日も朝は T2 と T2 の読谷の生家に遊びにいており、午後は***の絵が学校の展覧会に入賞したのでそれを T2 と一緒にみにいっている。」(② 266 頁)。したがって T が A に対して「島に帰るように」と述べたのは憐れみの表れであったのかもしれない。

とはいえ A の頸部に軟骨骨折があり、「強力な圧力が加えられた」とする鑑定結果が出ており、いずれにせよ仮死状態になるまで、その手で A の頸が押さえ付けられたのであれば、それを殺意なしの行為とすることも難しいであろう。ただし判決①は、A の遺体の口唇付近に粘膜内出血があり、鑑定によればこれは「歯牙に損傷を伴ってないことからして手拳で打つか、口の中へ突込んだりしたようなときに生じたもの」とされたが、前述のとおり、これが T のどのような行為によるものなのかをまったく説明しなかった。何の説明もなく、その出血の事実と、T2 が A の湯上りタオルやパンツを洗濯していたとする女給 F や女中 H の供述を、T による犯行の情況証拠として掲げただけであった。

そこで判決③は、「A の態度に憤激、その極度に達した T は俄に殺意を生じ、A が声を立てることを考え、傍らにあった A 所有の湯上りタオルを A の口中に押し込み、その上から手拳でもって口唇部を突きタオルの上から右手でもって A の頸部を強く圧して扼頸した」と認定した (③ 313 頁)。この湯上りタオルに関する F 供述は次のような内容であった。「30 日朝おばさんが地下タンクの所で湯上りタオルをもんでいた。下の方に黒い物が入っていた。タオルには血がついていたと思いました。タライの水は赤くしていた。」と (③ 359 頁)。しかしながら、「ルミノール検査の結果は血はついていなかったという結果しかあらわれていない」(② 261 頁)。それゆえ既に第 1 次上告審が次のように述

べて湯上りタオルとこれに関するF供述の証拠価値を疑問視していた。「血痕がタオルに附着した際に、洗濯によって人血の附着の検出が不可能となるかどうかを明らかにしない限り、同証人の証言をそのまま信用するわけにはいかないし、タオルを洗濯した事実をそのまま犯行に結びつけることは困難である」と（② 220 頁）¹⁶。判決③は、この問題点に何も言及しなかった¹⁷。

それにしても判決③によれば、Tは、「Aが声を立てることを考え」、タオルをAの口中に押し込んだのであるが、言うまでもなく、そのためにはAに口を大きく開かせなければならぬのであり、就寝中でもない限り、無理やり口中にタオルを押し込もうとすれば、Aが声をあげたのではないかと考えられる。しかし女中Hは「20分位ベッドの木を叩いている様な音が聞えましたが、はっきりしません。その他別に話し声は聞えません。」と供述している。判決③のいう暴力行為が、どのようにして可能であったのかは、まだ説明が足りないというほかない。

それゆえ判決⑤は、「当時被告人は在宅就寝中であったAに対して約20分間にわたる暴行を加えた」と認定した（⑤ 241 頁）。しかしそうするとAが「答えないので」「激発的に」殺意を生じたことにはならないので、同判決によれ

16 判決②はパンツの洗濯についても、H供述によれば「パンツの下の方のあるべきところに血がついていて、パンツを漬けてあった水が赤くしていたというのである。しかし鑑定人富田功一の鑑定結果の証言によると、被害者の外陰部の粘膜に傷害があるが、その傷は被害者が裸の状態にいる時に死体遺棄現場の草によって生じたと考えられる、という趣旨のことを述べている。そうすれば被害者の着用していたパンツの下の方のあるべきところに血痕が附着するという事は、被害者の傷の点から考えられないことである。又死体遺棄現場にもパンツが一枚放置されていたのだから、若しかりに被害者の殺害に際し、パンツに血痕が附着したとしても、わざわざ血のついた証拠となるようなパンツを自宅に残し、血のついていないパンツを死体遺棄現場にもっていくということは、常識上とうてい考えられないことである。よって右のパンツが本件犯行と関連があるものであるとするわけにはいかない。」と判示する（② 219 頁以下）。

17 判決④は、原審判決③に9点に及ぶ事実誤認またはその疑いがあるとしたが、湯上りタオルについては、これを「判断するまでもなく破棄を免れない」と処理したものと思われる（④ 301 頁）。なお判決⑥も湯上りタオルの証拠価値を否定した（⑥ 182 頁）。なお判決③は、12月27日にAの「メンスがついていた」パンツ2枚と湯上がりタオル2枚を洗ったとするT2供述の信用性を次のように述べて否定し、同月30日のタオルに関するF供述やパンツに関するH供述のほうを信用できるとした。T2が、Aの「月経のついたパンツを洗う程の情をもちあわせることは先ず考えられない」と。タオルの血痕鑑定は完全に無視されている。

ば、公訴事実が想定したとおり、扼頸行為の結果、「同女が仮死状態に陥ったので、事の重大さに驚いた被告人は同女が息を吹き返すのを恐れるの余り遂にこれを殺害せんことを決意」したのであった(⑤ 220 頁)。これは T2 の関与のない T 単独の行為とされているが、なぜ T が A の救命ではなく殺人を決意するのか、また、殺意があるならばなぜ A を運び出す前に絶命させないのかという 2 点で疑問が残る。しかし判決⑤は、この事実を補強する情況証拠として、T のズボン(前述の血痕・唾液附着のあるもの)の「左右裾附近及び左後身の縫目の近く、下より約 30 糎のところにも肉眼でも見える程度に、殆ど染色的にマーキュロクロームが附着していること」を挙げた。『『被告人の衣類』と、『A の死体』、そして『A の部屋のゴザ』の三者の間を結ぶマーキュロクロームの関係というものは決して偶然の一致によるものではなく重大な関連性がある生じたものと当裁判所は認めている」と(⑤ 225 頁、238 頁)。弁護人によれば、ござのマーキュロクローム付着痕は A が指を負傷した際にできたものである可能性がある。また T のズボンのマーキュロクローム鑑定書は判決②の破棄差戻し後、1960 年 2 月 10 日に警察本部技官が作成し、第 2 次 1 審で「新証拠」として出されたものである。後述のとおり、第 2 次 1 審では警察官の偽証が疑われたこともあり、弁護人は、この鑑定書の「信憑性は薄い」と指摘した(⑥ 196 頁)。しかし上告審判決⑥は、判決⑤の三者の関連性判断を追認した(⑥ 181 頁)。

カ. 被害者はそこにいたのか

それにしても女中 H が「20 分位」聞いたという「ベッドの木を叩いている様な音」とは、A に対する「約 20 分間にわたる暴行」の音だったのであろうか。ところで判決②が、事実誤認の他に、法令の解釈適用の誤りを認めたのは、この H 供述との関連においてであった。民政府布告 12 号 5 条 2 項 E 号は、被告人の反対尋問権を保障し、さらに「自己に有利な如何なる証人並に物的証拠をも相手方の段落がついた時強制手続で提出させることが出来る」旨を規定した。弁護人は、H が連日のように事情聴取を受けており、H 供述だけが逮捕状請求の疎明資料に新しいインクで追補されていたことから、これを T 夫妻の逮捕の決め手とすべく、「無理矢理に操作し」「入手した」のではないかとの疑

念を抱き、H 供述の信用性を疑問視して供述調書を弾劾証拠として取り調べることを2回申し立てた (② 252 頁)。しかし第1次1審がこれを2回とも却下したため、これが法令の解釈適用の誤りにあたるとされた (② 225 頁)。

弁護人側から弾劾証拠として提出されたHの3回にわたる員面調書の内容について、判決⑦の整理に従い紹介する。まず、1959年2月9日付供述調書で、Hは、「12月27日の晩12時頃被告人は酒に酔って帰って来て妻T2に対し『クリスマス前でもあるし、米軍人の給料日前でもあるのにどうしてAに暇をやったのか』等と言ってT2と口論したあげくキュースを投げつけたと述べているが、12月28日にAの部屋に入って行って暴れたということについては全く述べていない」。次に、同年2月18日付供述調書で、Hは、「12月27日Bが訪ねてきたが(そのことはB、T2の供述によって確定できる)、その晩10時頃、被告人は酒に酔って外から帰りそこには誰も居ないかと言いながら住宅の戸を叩き割って穴をあけ、それから地下タンクの方から被害者Aの部屋に入って行き、大声でどなりながら寝台かなにかを叩いている物音がした。そして30分位経過してT2が被告人を連れ帰して来たが、住宅2番座の火鉢の前で黙ってうつむいていた。それから11時半頃女給達がバーから帰って来たので夕食を出し、後片付けをした後午前零時頃ホール裏の部屋に帰ってIと一緒に寝たと述べているが、その時も月日は12月28日とは言わず12月27日だと述べ、更に『A、お前は……』のことは述べていない」。そして同年2月20日付供述調書で初めてHは、「被告人がAの部屋で暴れたのは12月28日だと言い、又『A、お前は……』のことも述べている」(⑦ 15 頁)。

そのTが発したとされる言葉は、「A、ヤーヤマジメニ ハトラツンデチルジヌンカテイ クリスマスメーニナーハンカインデ コーイムヌン、シチャローネラニ ヤーヤイッチサルバーニ マーンザルバーガ」と片仮名の沖縄語で供述調書に記されていた (⑤ 233 頁)。しかし弁護人によれば、Hは宮古島育ちで沖縄語は使いこなせないのだから、これはH供述が「警察とHの合成である」ことを示している (② 251 頁)。もちろんHは、Aの姿を見ていない。また「その声を聞いたとか、気はいいを感じたというような事実も全く認められない」(⑦ 15 頁)。

さて、このように変遷したH供述の信用性を百歩譲って認めたとしても、

それは A の在室を推認させる証拠と評価できるのかが、ここでの問題である。この点について第 1 次上告審は、原審認定の A の性格（酒を飲むと T と喧嘩口論をなし、T が叱ったら反抗的な態度に出て悪口をいうことなど）からすると、「酒に酔いつぶれていたとか等の、反抗的言辞を吐くことをえなかったような特別の事情の認められない限り、被告人の叱責や物を叩く音に対して被害者の声が全くきこえなかったというのは、その頃被害者がその部屋に居なかったのではないかとの疑問をぬぐいさることができない」と判断した（② 222 頁）。同様に第 2 次上告審は、T が 12 月 24 日の夜にも、酒に酔って帰宅し、A の部屋で、独り言を述べながら暴れていたとする供述のあることからすると¹⁸「H が聞いたという 28 日の晩の被告人の話し声も被告人の独語ではなかったかとも疑われる」と判断した（④ 299 頁）。つまり、部屋の中に A が不在なのであれば、当然であるが、H 供述は、A の部屋で T が A の頸を扼したことを推認させる情況証拠にはなりえない。

それでも第 2 次 1 審と第 3 次 1 審は、H 供述の信用性を肯定した上で、同供述によれば、T が A の部屋で「暴れていました」という事実が認められるという限度で、その証拠価値を認めた（③ 350 頁、⑤ 233 頁）。そして第 3 次上告審判決⑥も、この証拠評価を追認した。したがって同判決によれば、A が帰宅していたのであれば、午後 10 時頃に T が A の部屋で暴れていたこと、そして前述のマーキュロクロームの三者関係が認められることから、T が A に対して扼頸行為をしたことは、推認できるということになる（⑥ 185 頁以下、188 頁）。「原判決は暴行は被害者の就寝中に行われたと認定しているのであるから、被害者の反抗が全くなかったともいえないこともない」という（⑥ 189 頁）。ただし、前述のとおり、第 3 の事実については T の単独犯とすることはできないし、第 2 の事実も証明されていないし、そもそも犯行日時が 12 月 28 日なのかも断定できないのであるが。

それにしても H 供述によれば、T が叱責の言葉を発してから、「20 分位ベッドの木を叩いている様な音」が聞えた他は、「別に話し声は聞えません」、つ

18 12 月 24 日の夜（25 日午前零時過ぎ）の出来事については矛盾のない複数の供述があり、また、実際に A の部屋の中の物が壊されている（⑦ 12 頁）。しかし 28 日の夜については、その暴れたという痕跡は、物的には何も残っていない。

まり A が在室したか否かは、少なくとも分からない、ということなのである。これに対して判決⑤のいう「罪となる事実」とは、次のような内容である。帰宅した T は「その儘、真直ぐ同女の部屋へ行き、同女に対し『A、お前は真面目に働くからと云ってクリスマス前に金を借りて洋服も買って来ながら忙しい時に何処へ行ってたのか』とその非を語りつゝ同女を手拳で殴打する等の暴行を加えたのち同女の頸部を強力に扼したため同女が仮死状態に陥ったので、(後略)。「手拳で殴打する等の暴行」とは、詳しくは「在宅就寝中であつた」「被害者の口中へ布状のようなゴソゴソするものを押入し、かつ手拳の如き鈍体で被害者の口唇部を打撲」する暴行をいう（⑤ 220 頁、222 頁、241 頁）。この暴行が、扼頸の行為と合わせて約 20 分間、殺意なく、継続したことになる。

判決⑥は、この犯行が H 供述と矛盾しないことを述べるために、三重否定の表現を用いて、被害者の反抗はなかったとした原審判断を追認した。形式論理的には不可能とはいええないとして針の穴を開けてラクダを通すという裁判所がときに用いる苦し紛れの認定方法である。その結果が数々の冤罪である。しかし暴行を受けて目覚めたと思われる A が仮死状態に陥るまで自らの意思で声や物音を出さないように努めたとは考え難い。そのようなことでも想定しない限り、起こりえなさそうなことが、それでもどのようにして起こったのかを証拠によって、現実的な物語として、再現してみせてこそその事実認定であろう。ただし、ここではそれは土台無理な注文であり、判決⑥は、三重否定の隘路に迷い込んだのはなぜなのかを立ち止まって考えねばならなかった。というのは殺意がまだないという前提なのであれば、A に反抗させ、声を上げさせてはならない理由、つまり T は暴れているだけであつて、A に暴行を加えているのではない、と他人に思い込ませて A の不在を装う特別な理由が、T にあつたとは考え難いからである¹⁹。判決③⑤は、H 供述を手掛かりにして、殺人的な扼頸行為がありえたとすれば、それは「こうかもしれない」と机上で考えた。しかし「あ

19 バーの経営者が女給に暴力を振るえば、布令 144 号 2.4.3.3 条の「本人の意に逆らつて」売春をさせる罪に明白に該当するので、被害者が警察に相談すれば、例外的に立件されえた（琉大法学 104 号 115 頁）。それゆえ他人に認識されないように暴行し、口封じのために殺害に至るということは、机上の空論としては考えられないこともない。もちろん、そのように動機を説明するためには、そのような同条の運用可能性を T が理解した上で慎重に行爲したということではなければならないが、同夜の T に、その類いの慎重さは認められない。

りえなさそうな」事実の推論は、証拠そのもので「現実的にあったこと」または「現実的にありえたこと」としてそれを示さなければ、どうしても合理的な疑いが残る。H は「暴れていました」としか述べていないのだから、これを「A に対して」暴れていたことの証拠とするためには、「A の在室」と「A が声や音を出さない理由」とを説明する別の証拠が必要であった。ここでは後者に関する別の証拠が何もない以上、むしろ H 供述は A の不在を推認させるものといわねばならない。

キ. 被害者は帰宅したのか

しかし判決①③⑤⑥は、12 月 28 日の夜 10 時頃までに A が帰宅したとみなし——しかし A を見た者はいないので——A は在室していたと認定した。前述のとおり、12 月 24 日午前 1 時頃に「2、3 日暇をとる」「大謝名に行く」と言い残して外出した A のその後の足取りは十分につかめておらず、28 日の A の目撃情報は何もなく、そして死亡前の 2、3 時間以内に A が飲酒した場所も不明である²⁰。そこで検察官は、A の外出時の持ち物や服装・履物を特定し、それらが A の部屋等から発見されたことを明らかにするという方法で、A の帰宅の事実を立証しようとした。その品々が前述の「在留許可証明書」「赤財布」「青財布」「黒靴」「半コート」「黒スカート」「ブラウス」である。これらのうち判決①は「赤財布」「青財布」「黒靴」、判決③は「在留許可証明書」「赤財布」「黒靴」「半コート」「黒スカート」、判決⑤は「黒靴」「黒スカート」「ブラウス」を証拠採用した。一貫するのは「黒靴」のみである。

12 月 24 日午前 1 時頃の外出時の服装・履物は明らかにされていない²¹。しか

20 遺体の胃内容物は「米の飯粒、豆腐、魚肉片、野菜片（玉葱、菜っ葉、筍等）、ダシジャコ、白菜」であり、酒は清酒である。弁護人は「食堂やレストランがダシジャコを使用しないところから」「民間人のところで食事していた」と推測する（② 246 頁）。

21 12 月 23 日の夜のバーで A が着用していた服装は白セーターとズボンであったとする女給 F 供述がある。このセーターは事件後に B の部屋で発見されており、B は、12 月半ば頃に A から貰い受けたと述べた。それぞれに沿う内容の供述として、12 月 22 日に A が白セーターを着ていたとする T2 及び Y（読谷在住で T2 の遠縁にあたる女性）の供述があり、また、12 月半ば頃以降に B がそのセーターを着ていたとする B の知人らの供述があった。このうち Y は、第 2 次 1 審の第 19 回公判（1960 年 6 月 21 日）で、その旨の供述をしたことが偽証にあたるとして逮捕された（沖縄タイムス 6 月 25 日）。判決③も F、T2 及び Y 供述を排斥した（③ 324 頁以下）。

し A は、12月26日または27日の午後7時頃、大謝名のスエミ食堂で食事をしており、その時の服装が半コート・黒スカート・黒靴であったとされている(奄美郡出身の同食堂経営者の供述であり、以下これをS供述とする)。また第2次1審で、12月24日午後5時頃、コザ市センター区の映画館付近でAと雑談した者がいること、また翌25日午前1時頃から午前2時頃まで、Aが被告人宅斜め向かいの住宅を訪れていたことがはじめて明らかにされ、その時の服装がいずれもブラウス・黒マンボズボンであったと認定された。それらは遺体現場にあったものと同様である。それゆえ判決③⑤は、12月25日午前2時頃にAが一旦帰宅して着替えをしてから大謝名方面に向かったと認定した。

S供述は、食堂で「靴は私が直したので分る」「前の方に柄が入っていた」「その靴に間違いはない」として黒靴を特定した(①272頁)。しかし弁護人によれば、警察での最初の事情聴取では「履物は黒いうすいゾーリのような靴」と供述しており、差押調書にも「黒色台ビニール張中ヒール草履」を捜索したところ発見できなかったと記載されている。それは12月22日にAが那覇に買い物に行き、購入してその場で靴と履き替えたという「黒い中ヒールの草履」のことである。この黒い草履は事件後に発見されていない(②242頁)。遺体現場にも履物はなかった。その代わりに警察が発見できたのが黒靴であり、それは1959年1月12日のT宅捜索の際、「黒い靴」はないかと尋ねられたT2が「なかった」と答えたところ、側に立っていたバーの元女給が「Aは黒い靴があった」と言ったのでT2も思い出し、「あれだったらホールにある」ということで、T2がバーの「ホールの裏部屋の空箱の後ろの方から出した」ものである(①272頁)。そして女給Gによれば、それは12月26日から住み込みを始めて3日目頃(つまり28日か29日)の午前10時頃、バーのカウンターの下の土間にあったのを、掃除の邪魔になるからというので床の上に置いたものであり、それを更に別の女給が「死体発見後に」「ビール箱の後に」置き直したことが判明した(②244頁、③344頁、⑦13頁)。Gの掃除が12月28日か29日かは重要な点であった。

しかし判決③は、それは29日であったと決めてかかり、T2が事件後に隠匿のために女給部屋からバーに移動させたと認定した(③345頁)。これを判決④が「何故に自己と直接密接な関係にあるバーに、しかも、わざわざ持参して

運び入れたのであろうか」と疑問視した(④ 298 頁)。ちなみにこれより先に判決②は「黒靴も」「第三者によってバーにもちこまれた疑が生じてくるのも当然である」と判示していた(② 219 頁)。そこで判決⑤は、A が帰宅時にいったんバーに立ち寄って他の履物に履き替えてから女給部屋に戻ったと認定した(⑤ 231 頁)。これに対して弁護人は「他の履物に履き替えた」ことの証拠はないと反論し(⑥ 206 頁)、同様に判決⑦も「一体どのようなものと履きかえたのであろうか、又履きかえたというものが女給部屋にあったのであろうか、それらの点に関しては検察官側は具体的にどのような履物だという主張もしておらず、それを明らかにする証拠も提出されていない」と指摘する(⑦ 13 頁以下)。しかし判決⑥は事実誤認の違法はないとした。

たしかに A がバーに立ち寄ったのであれば、外出時に履いていたとされる靴がそこにあったのであるから、何かに履き替えたと考えられるのであり、その何かが特定できないからといって、その履替え自体を推認してはならないということではないであろう。しかし問題は、誰にも目撃されずにバーに立ち寄れた時間帯はいつなのかという点にある(⑧ 3 頁以下)。それが死亡前 2、3 時間以内の A の飲酒後であれば、バーの営業時間と重なる。当夜は T2 が午後 10 時前頃に女給らをナイトショーに行かせ、T2 自身は午後 10 時頃にバーを出ており、そして T が帰宅するのが午後 10 時過ぎであるから、A が午後 10 時過ぎにバーに立ち寄って帰宅し、そして女給部屋ですでに就寝していたとするのは、時間的に非常に困難である。前述のとおり、この「ありえなさ」を証拠で「現実的にあったこと」または「現実的にありえたこと」として示さなければ、それは証拠によらずに事実を推論しているといわざるをえない。そもそも外出時の履物が「黒い中ヒールの草履」ではなかったかという疑問も解消されたとはいえない。

なお、弁護人は第 1 次 1 審で「黒スカート」が A の部屋のダンスの中で折り畳まれてあって、人の着けた痕跡がないことから、その鑑定を申請し、S 供述が虚偽であることを示そうとしたが却下された(② 243 頁)。もし S 供述に誤りがあるのであれば、12 月 25 日午前 2 時に A が帰宅して着替えたとする根拠もなくなり、ブラウス・黒マンボズボンで外出したまま、帰宅することなく、遺体現場に遺棄されたということも想定せねばならない。

もう一つ、Aの在留許可証明書についてみておきたい。これは1月3日にAの部屋のタンスの引出しから発見されており、新聞報道によれば、そのことがT夫妻に殺人の嫌疑のかかる一つの理由になった。判決①は在留許可証明書それ自体ではなく、それが入っていたとされた赤財布を、青財布とともに、それらはAの所有物であり、「家出人が財布を家に置くことは経験則上到底考えられない、殊に在留許可証の入った財布である」と指摘して証拠採用した。これらの財布は遺体現場にあったものとは別物であり、T2によれば、青財布は「バーのホールの小さいタンスの上にあったのを警察が財布をさがしていたので警察に提出した」もの、赤財布はAがバーに来た物売りから米兵に買ってもらい、T2の長女にあげたもので、それをT2が預かっていたという。しかし女給Fが「Aは在留許可証を赤い財布に入れてあった」と供述したため、赤財布に関するT2供述は信用性がないと判断された(① 271頁以下、③ 339頁以下)。Aが在留許可証明書を持って外出したことの証拠は、このF供述のみである。

これに対して判決②は次のように判示した。「原審における検察官の冒頭陳述及び弁論等から在留許可証関係の証拠の立証趣旨をみると、これらの証拠によって被告人の妻が被害者の在留許可証を被害者が殺されたあとで所持していたとの事実を証明し、そのことによって被害者が被告人方に帰宅したとの事実を明らかにしようとしたものであることが分る。しかし、原審はこれらの証拠を全て排斥して採用しなかったのであるから、被告人の妻が被害者の在留許可証を所持していたとの事実は確定されなかったことになる。しかも右在留許可証は、被害者の死体発見後3日目に被害者の部屋へ何者かによって持ちこまれたものであるというのである。そうすれば右の在留許可証は、被告人の妻以外の第三者が、被害者の部屋に持ちこんだということも考えうるわけである。(中略)赤色財布を被告人の妻が所持していたというだけでは、被害者の帰宅を証するには不十分である。」と(② 216頁以下)。

そのため判決③は、それが「T2の手によって」引出しに入れられたものであることを認定することになる。その理由はこうである。1月3日午前11時頃から警察官武島信市及び上原基一の2名がT2を立ち会わせてAの部屋を任意捜査した際、最初に上原が洋ダンスの下の引出しを調べたときにはなかったのに、後から武島がそこを調べるとAの在留許可証明書が無造作に置かれている

のを発見した。その間に T2 も洋ダンスの引出しを開けているので T2 が入れたと考えられる、と。しかし判決④は、これでは納得できないという。なぜなら翌 4 日付コザ地区警察署司法警察員警部補上間善考名義の捜査結果報告書に次の記載があるからである。「これは再度の任意捜査の結果全然発見に至らなかったものが、容易に発見され得る場所に在ったので、第 2 回目の任意捜査終了後 1959 年 1 月 2 日午後 2 時 30 分以降 1959 年 1 月 3 日午前 11 時迄の間に同部屋に立入った者及び容易に立入り出来る者の所業と思料し捜査するも現在のところ手掛り掴めず捜査続行中」である、と。そもそも警察官 2 名も「その場で T2 を取り調べていない」。判決③は、T2 がその場から立ち去っていたからであるとこれを説明したが、しかし「差戻前の第 5 回公判期日における証人武島信市の供述調書によれば、『証人が発見したとき T2 はどうしていたか』との問いに対して『隣の部屋へ行って葬式の話をしているのは聞きました』との記載があり、必要とあれば T2 を呼んで問い糺すことはできた筈である」(④ 292 頁以下)。したがって、弁護人が指摘するとおり、最初に上原が洋ダンスの下の引出しを調べたときにはなかった旨の警察官供述は、偽証の疑いがある(⑥ 196 頁)。

つまり事件数日後に A の在留許可証明書を A の部屋に戻したのが誰なのかは判明しなかった。考えられるのは、事件後に取得した者か、あるいは事件前からそれを預かっていた者である。判決①③は前者であると推測した。なぜなら A は「本籍を鹿児島県大島郡にもつもので、出入管理令により、一定期間以上居住するためには在留許可証の交付を受け、常時これを携帯しなければならない義務があり、これを怠れば罰則の適用を受ける」からである(③ 330 頁)。検察官も次のように述べる。「在留許可証については、斯る女、或は斯種の女には極めて重要なものである」と(⑧ 6 頁)。しかし A が赤財布にそれを入れていたという F 供述については、その赤財布に「在留許可証を四つ折りのまま入れると完全には入らないで、はみ出すことが明らか」であり、そうするとこのような状態で携帯していたのかは疑問が残る(④ 291 頁)。さらに検察官が、見下したように、「斯種の女」にとっての重要性を指摘するのは、奄美群島出身で売春業に従事する者らに売春罪と性病罪の他に出入管理令違反の罪(不携帯罪や住所変更・有効期間更新等の手続違反の罪等)で取り締まってきたからであり、特に後者の不携帯罪は、逃走防止目的で在留許可証明書を雇用主に管理さ

れている者らが現行犯逮捕されることがあった。したがってT2によるその管理の事実の有無を明らかにしないまま、Aの在留許可証明書にAの帰宅を推認させる証拠価値があるとするにはできなかつたといえる。

(4) 事実誤認の理由

以上のとおり、12月28日の夜にAが帰宅したことを推認させる確たる証拠はなかつた。しかし判決①③⑤はAが帰宅したと認定し、そして判決⑥は「Aが帰宅しうる可能性はないものともいえない」と述べてこれを追認した(⑥186頁)。こうして、まず、Aが帰宅していないともいえないこと、次に、TがAの部屋で暴れていたこと、最後に、Tのズボンのマークロキウム付着痕から、TによるAの扼頸行為がありえないともいえないとして、第1の事実が「あった」と認定され、ここから第2、第3の事実が推認され、そしてTに有罪判決が言い渡されたのであった。このような事実認定の特徴は、一言でいえば、証拠によらない当て推量であるという点にある。なぜなら「ありえないことはない」という非現実の可能性を「あった」という現実性に転換して実話として事実認定する、その根拠を欠くからである。一見して「ありえなさそうな」事実を推認するのであれば、それを証拠によって「現実的にあったこと」またはせめて「現実的にありえたこと」として示すのでなければ、それは空想の産物にとどまり、現実の出来事としては合理的な疑いが残るのであり、したがって、証拠によって犯罪事実を証明したことにはならない。

ただし証拠によらない事実認定は、コザ女給殺し裁判に限られたことではない。松川事件第2次上告審で、原審無罪判決を確定させた裁判長斎藤朔郎は、多数意見に対する補足意見で、自白調書に「想像をまじえる以外では解決しようのない矛盾点」があるのに、これを信用するのは「全く、被告人らが真犯人であると先ず決めてかからねばできないこと」であると述べた(最判昭和38・9・12刑集17巻7号701頁)。これに対し、一人少数意見を長々と書いた下飯坂潤夫は「私は合議で、3対1で敗れた」が、「本当に敗れたとは思っていない」「要は裁判に対する態度の違いであり、極言すると、人生への生き方の相違でもあろう」と反論した(同1081頁)。その前年の八海事件第2次上告審で裁判長として原審無罪判決を破棄したのが下飯坂であった(最判昭和37・5・19刑集16

卷 6 号 609 頁)。齋藤は、あらためて次のように述べて下飯坂少数意見を批判した。「人が人を裁くことを是認できるのは、裁く人が裁かれる人よりも上であるからではない。それは、裁く人が法と証拠という客観的なものに支配されているから」である。「事件に対して、なんらかの理由で、異常な執念をもち、義憤をぶちまけていて、証拠の冷静な評価ができるものであろうか。そのような態度で事件に接して行くなれば、自己の思うままに証拠を駆使して、証拠の王様になりあがったような、尊大不遜な裁判官になってしまう。同じ時代に、同僚としてひとしく、裁判所に職を奉じて、会議部を構成している裁判官のうちで、人生観を異にするがために、証拠の評価の結論を異にするような事例があろうとは思われない」と²²。

コザ女給殺し裁判でも、残念ながら証拠に支配されない裁判官の姿があった。判決③は、A と B のことを「異郷の空で前借に束縛され、外人を相手の夜に咲く酒場の花」「逆境に泣く夜の天使」などと形容して B 供述の信用性を肯定し、対立する T2 供述を斥けた (③ 333 頁以下)。その趣旨は、売春をして売春罪や性病罪で逮捕されて有罪判決を受け、刑を科されても、あるいは買春者から暴力を振るわれても前借金で拘束されながら、その境遇を生き抜くことは同情に値するということであろう。それは人生観としては大いにありうる。それなのに判決①が述べたように人々は「その人達を軽視する傾向」にあり、そして A は殺害されただけでなく、衣服をはぎ取られて遺棄された。これは A に対する性暴力の行為に他ならないが、それ以上に、性的な乱れの象徴として貶めるように A の体が放置されたことを意味する。そして T のような売春助長業者のしていることは、売春助長され、買春される (つまり売春をする) 限りで、その者が性的に乱れて価値的に劣るとされ、貶められるという意味では、売春をする者を貶める行為に他ならない。ここに管理売春の違法性が A 殺害の犯行に重ね合わされてしまう理由があった。しかしながら、ここから義憤のあまり、証拠によらずに A 殺害の犯行を T によるものと認定してよいことにはならない。それは刑事法の規定に反するし、管理売春の違法性を問うことにもならない。

22 齋藤朔郎『自由心証』法の支配 1964 年 12 月号 2 頁以下、夏樹静子『裁判百年史ものがたり』(文春文庫・2012 年) 173 頁)。八海事件の下飯坂判決については吉弘・宗岡前掲書 163 頁以下。

なぜなら厳密に言えば「売春をする」ことに売春差別の理由があるのではないからである（琉大法学 107 号 35 頁以下）。それは家父長制家族の内側にある女性の貞操保護（性的に乱れていないこと）に価値があるとされることによる差別である。つまり、まず、売春助長業者は、その価値判断を逸脱する売春行為から経済的利益を得るので、売春をすることは、売春助長業者との関係では、必ずしもその者が貶められる理由にはならない。この両者が協同して買春者を経済的に疲弊させることもないとはいえない。売春を違法視する警察官や法律家よりも、売春助長業者のほうに信頼が寄せられることはありうる。ただし、このことを指摘するだけでは、職業選択の自由を米軍基地に奪われた者らが、やむを得ずに生活のために選択したのが買春者相手の営利行為であって、A も T もその例外ではないということにしかならない。わざわざ A と B の売春罪等の裁判記録を紹介して、A 殺害の事件を振り返る必要も認められないであろう。

しかし、次に、買春行為が売春をする者を貶しめる意味を有するにもかかわらず許容されてきたのは、売春行為の対価が支払われるからである。いいかえれば買春の許容（売春差別）と性暴力の禁止（「産む性」の貞操の保護）とが家父長制の性別差別を規範的に支える仕組みであるから、その対価の支払いによってこそ、売春差別は合理化されてきたのである。そして対価の支払いを伴うことにおいて、買春行為は性行為を一方的に加える暴力的行為になりうるのであり、また、売春をする者が経済的に搾取されることにもなる。それゆえ管理売春の違法性を追及する、すなわち売春差別をなくして売春をする者のことを性的に乱れて価値的に劣るとする偏見を改めるためには、少なくとも買春者を性的サービスの受け手と位置づけ、性別差別禁止の観点から、その提供内容や方法を厳格に絞り込み、買い手やその助長業者にはこれらを定める自由がないことを明確にせねばならない²³。

23 買春行為やその助長行為をなくせば売春差別はなくなるが、これは例えばハンセン病がなくなればその差別もなくなるというように考えることである。しかし売買春は物理的な根絶対象ではなく、またその根は家父長制の性別差別にあるので、禁止をすれば根絶できるというものでもない。対価を伴う性交を特に禁止すれば足りるという問題でもない。売春差別をなくすためには、「売春をすること」において差別の理由があるとする偏見、つまりその行為の意味づけ（それは性的に乱れて、自己を貶める行為であるとする）を変える具体的な方法を採用する必要があり、その一環として法的規制の方法も検討されねばならない。

しかしアメリカ統治下の沖縄では、近代法の建前として性暴力が禁止されるが、沖縄の女性の貞操保護の目的は外来の米軍要員との関係で後景に退くので、ますます米軍要員の買春行為の自由が追求された。そのため米軍法令は売春罪や性病罪を用いて買春行為の安全を保障しようとした。その結果、売春差別が作出・助長・維持され、そして A のような者らが過重な負担を強いられることにもなった。琉球政府裁判所もその一翼を担った。そのような裁判所が売春差別に向き合うことは難しいであろう。コザ女給殺し事件は殺人事件であるだけでなく、A が売春をする者であるために貶められて遺棄されたと考えられる点で差別的な事件であるといえるが、その意味が省みられることは長い裁判の間を通して社会的にもまったくなかった。そのため刑事裁判は冤罪を生んだだけで終わり、事件が振り返られることもなくなったのであろう。